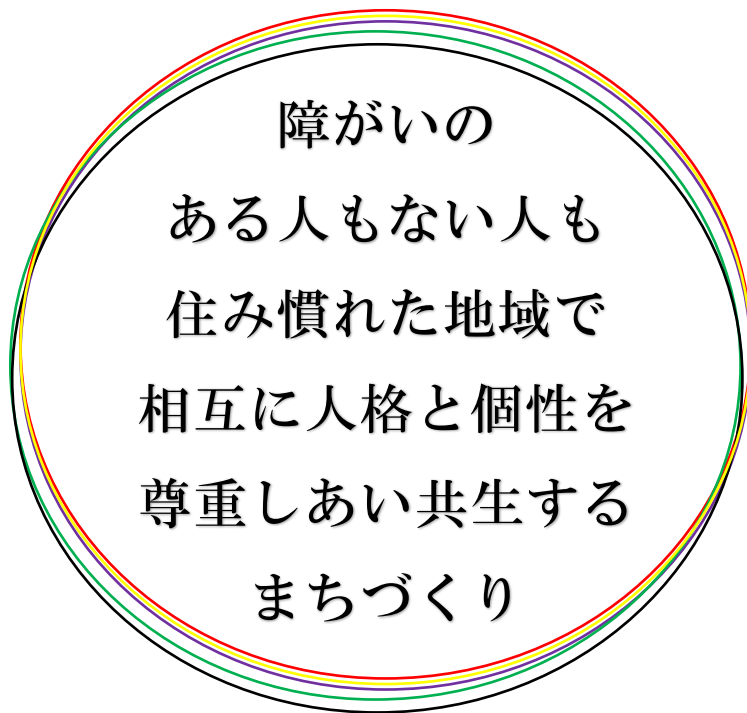


大台町

障がい福祉まちづくりプラン

2024

(令和6年度~令和8年度)



令和6年3月
大台町

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
第 2 章 障がい者の状況	6
1 障がいのある人の状況	6

第 2 部 障がい者計画

第 3 章 計画策定の趣旨	9
1 基本理念	9
2 基本的視点	9
3 障がい者施策展開の基本的な考え方	9
第 4 章 障がい者計画の施策に関する課題と取組	11
1 相互の理解と交流	11
（1）広報・啓発活動の推進と交流	11
（2）福祉教育の充実	12
（3）ボランティア活動の推進	12
2 教育・育成	13
（1）早期発達支援の充実	13
（2）教育の充実	14
3 自立と社会参加	15
（1）就労の促進	15
（2）スポーツ・文化活動の推進	16
4 保健・医療の充実	17
（1）障がいの早期発見	17
（2）医療・リハビリテーションの推進	18
5 住みよい環境づくり	19
（1）社会参加の環境づくり	19
（2）防災・防犯対策の推進	20
（3）権利擁護の推進	21

第3部 障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画	23
1 基本指針とサービス内容	23
（1）障がい福祉計画にかかる基本指針	23
（2）障がい福祉計画の基本目標	24
（3）障がい福祉サービスなどの見込量及び確保方策	28
1）訪問系サービスの利用者数	29
2）日中活動系サービスの利用者数	30
3）居住系サービスの利用者数	34
4）相談支援の利用者数	35
5）地域生活支援事業	36
（1）必須事業	37
（2）任意事業	41

第4部 障がい児福祉計画

第6章 障がい児福祉計画	44
1 基本指針とサービス内容	44
（1）障がい児福祉計画にかかる基本指針	44
（2）障がい児福祉サービスの概要	45
（3）障がい児福祉サービスなどの見込量及び確保方策	46

第5部 計画の推進

第7章 計画の推進	49
1 計画の推進	49
（1）計画の周知	49
（2）計画の推進体制の確立と連携	49
（3）計画の進行管理	49

資料編	1 アンケート調査結果の概要	52
	2 福祉サービス事業所一覧	76
	3 用語の説明	80
	4 大台町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	82
	5 大台町障害者福祉計画策定委員会委員名簿	84
	6 大台町障害者福祉計画策定経過	85

第1部 総論



第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

国においては、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」の改正以降、障がい者制度の集中的な改革が進められており、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者の権利擁護が全国的な取組となりました。

また、国の第 6 期障害福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の基本指針において、「地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。」ことや、「令和 5 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。」と示されました。

さらに令和 6 年 4 月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正により、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進など、新たな支援も実施（予定）されることになります。

こうした中、本町では、これまでこのような障がい者制度改革の流れに合わせつつ、大台町障がい福祉まちづくりプラン（2021）を策定し、障がい福祉施策の取組を一体的に行うとともに大台町障害者総合支援協議会、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他の関係機関と連絡・連携等を取り、障がい福祉施策を進めているところです。

近年、本町では障がい者の高齢化や重度化の傾向が進み、保護者や介護者の高齢化も顕著となっていることから、障がい者が地域で安心して暮らす事ができるようにするためには、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる取組が求められており、そのため、今後も各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した障がい者施策を推進していかなければなりません。

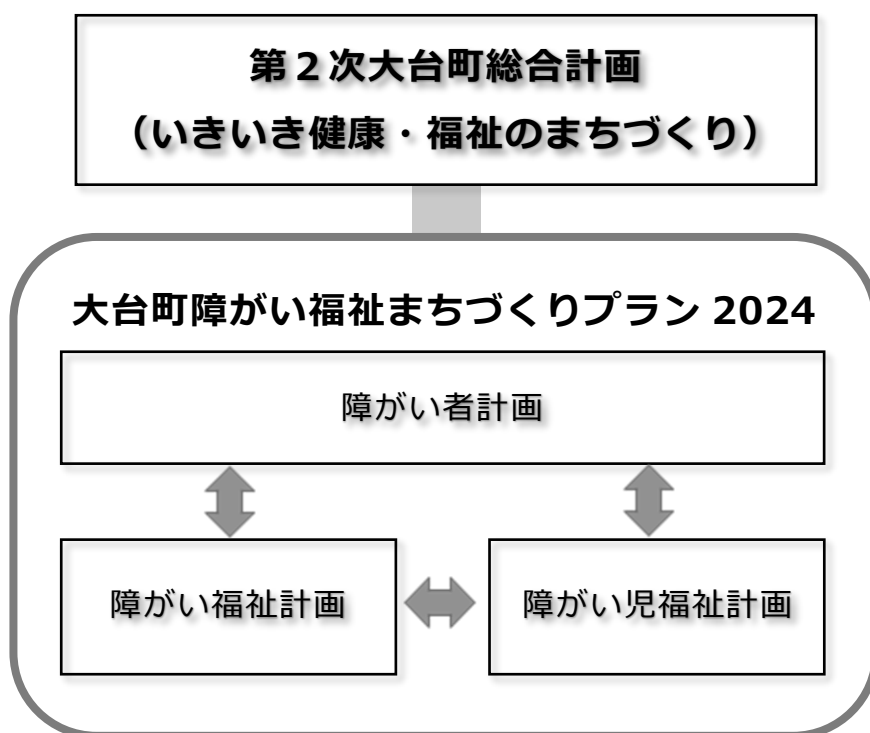
令和 6 年度から始まる大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024（「第 6 期大台町障がい者計画」、「第 7 期大台町障がい福祉計画」及び「第 3 期大台町障がい児福祉計画」）は、本町の基本構想・基本計画である「第 2 次大台町総合計画」で定める「ユネスコエコパークのまち・大台町～自然と人々が幸せに暮らすまち～」を基本理念に、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で相互に人格と個性を尊重しあい共生するまちづくりを進め、障がい福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画と障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画にあたります。

このうち、障がい者計画は、障がい者に関する施策の方向性を示した基本的な計画であり、大台町総合計画の部門計画に位置しています。これに対し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスや相談支援、障がい児通所・入所支援などのサービスごとに必要な量の見込みとその確保についての方策を定めるものです。

町では、これらの計画を一体的に策定することにより、障がい福祉に関する施策全体の推進を図ります。



	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項（※1）	障害者総合支援法 第88条第1項（※2）	児童福祉法 第33条の20第1項 （※3）
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画	各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	障がい児の通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を確保するための方策を定める計画

(※ 1) 障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(※ 2) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(※ 3) 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画から構成されます。

いずれの計画の期間についても、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

表－計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第6期障がい者計画			第7期障がい者計画			第8期障がい者計画		
第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			第9期障がい福祉計画		
第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			第5期障がい児福祉計画		



第 2 章

障がい者の状況

1 障がいのある人の状況

障害者手帳を所持している町民は、令和 5 年 4 月 1 日現在、532 人で、人口の約 4.6%となっています。内訳を見ると、身体障害者手帳所持者は 395 人で、そのうちの約 5 割強が肢体不自由です。また、療育手帳所持者は 88 人で、令和 2 年度と比較して 7 人減少しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は 49 人で、令和 2 年度から 2 人減少しています。

また発達障がい者については、診断環境の整備や社会認知拡大に伴い、理解が広がっています。

表－各障害者手帳所持者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）〔単位：人〕

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	453(86)	437(82)	431(81)	395(73)
療育手帳	95(76)	90(75)	89(75)	88(72)
精神障害者保健福祉手帳	51(44)	42(34)	44(36)	49(42)
計	601(206)	569(191)	564(192)	532(187)

() …65歳未満の手帳所持者数

表－身体障害者手帳所持者数（令和 5 年 4 月 1 日現在）〔単位：人〕

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく障がい	肢体不自由	内部障がい	合計	合計の内訳	
							者	児
1級	7	0	0	41	73	121	119	2
2級	2	3	0	42	0	47	47	0
3級	0	4	3	40	22	69	69	0
4級	0	4	3	64	40	111	111	0
5級	1	0	0	19		20	20	0
6級	2	16	0	9		27	27	0
計	12	27	6	215	135	395	393	2
令和2年度	13	31	8	267	134	453	449	4

表－療育手帳所持者数（各年度4月1日現在）

〔単位：人〕

区 分		令和2年度	令和5年度
A 1(最重度) A 2(重度)	18 歳未満	3	3
	18 歳以上	38	34
	計	41	37
B 1(中度) B 2(軽度)	18 歳未満	8	10
	18 歳以上	46	41
	計	54	51
合 計		95	88

表－精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度4月1日現在）

〔単位：人〕

区 分	令和2年度	令和5年度
1 級	3	3
2 級	36	27
3 級	14	19
計	53	49

表－障がい福祉サービス支給決定者数（各年度4月1日現在）

〔単位：人〕

区 分	令和2年度	令和5年度
障がい者	73	77
障がい児	17	39
計	90	116

第 2 部 障がい者計画



第3章

計画策定の趣旨

本計画の基本理念及び基本的視点を以下に示すとともに、障がい福祉施策の継続性を考慮しつつ推進を図ります。

1 基本理念

障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で生活し、活動する社会を目指しつつ、障がいのある人の自立と参加を目指すことを理念に、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目指します。

2 基本的視点

- (1) 全ての人が地域の中でふれあい、共に生きる社会の形成を目指します。
- (2) 生涯を通じて心身共に健康で生きがいを持って生活でき、個人の生活が尊重され安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- (3) 障がいの種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加が実現されるよう福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
- (4) 障がいのある人の自立支援の観点から、相談支援や権利擁護といった新たな課題に対応したサービス基盤の整備や体制の構築を進めます。

3 障がい者施策展開の基本的な考え方

- (1) 本計画が、国、県、関係団体との連携と協力及び町民の理解と積極的な参加によって実現されるよう努めます。
- (2) 本計画を実現するため、今後、国の制度改正や社会情勢の変化等に弾力的に対処し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、常に実効性のあるものにします。

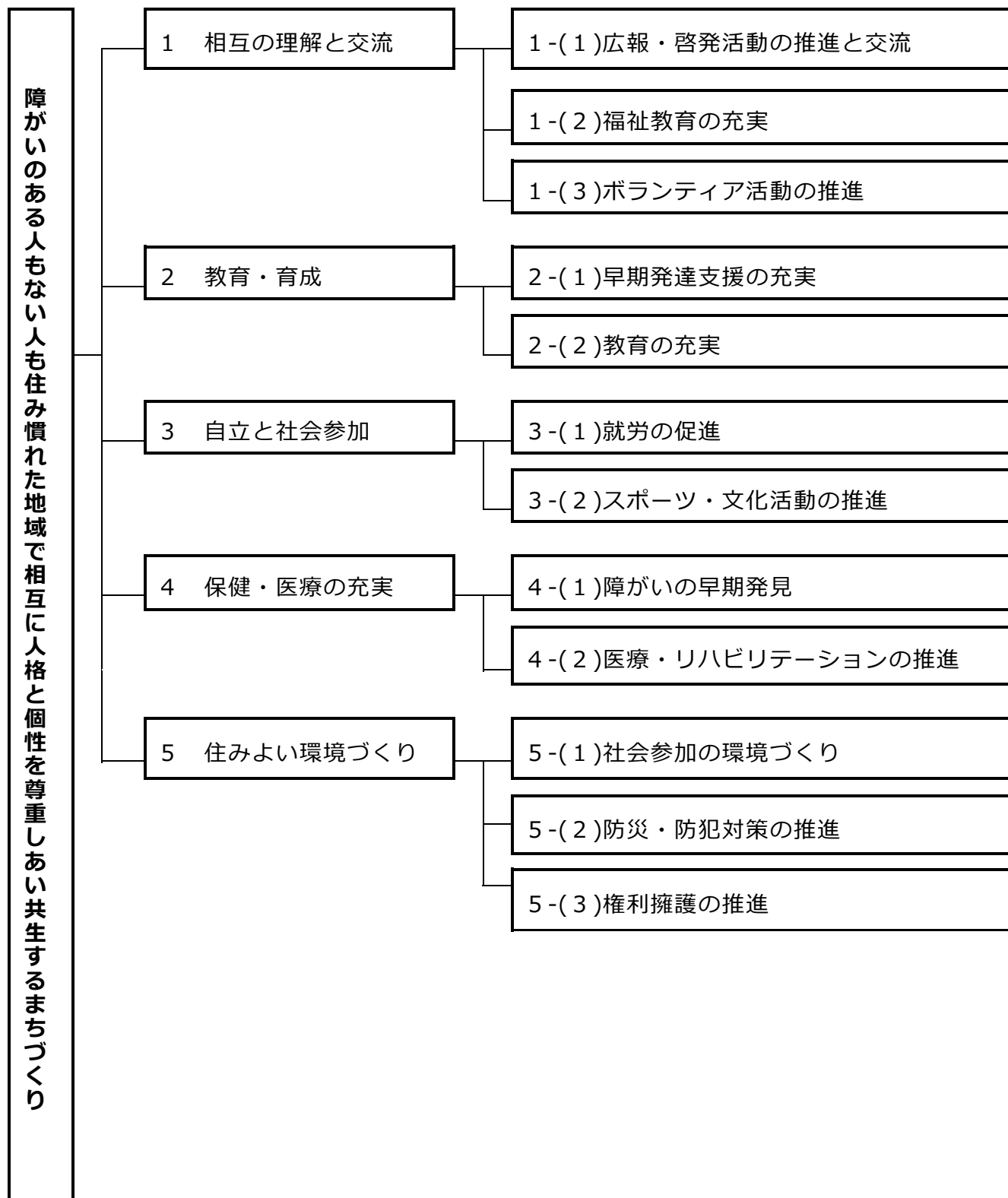
障がい者計画の施策体系（令和6年度～令和8年度）

大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024

基本理念

基本目標

基本施策





第4章

障がい者計画の施策に関する課題と取組

1 相互の理解と交流

(1) 広報・啓発活動の推進と交流

【現状と課題】

障がいのある人もない人も共に生活し、活動ができる社会を目指すノーマライゼーション（※用語の説明参照）を実現するためには、日常生活や社会生活において制限を受けている障がい者の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった心の壁（バリア）をなくしていくことが重要です。

令和5年8月に実施したアンケート結果からは、障がいに対する地域内の理解について「どちらとも言えない」・「わからない」との回答が64.1%を占めています。

障がいのある人に対する地域内での理解が「深まっていると思う」と回答された割合が18.8%で前期計画より減少しています。また、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことが「ある」と回答された割合については20.3%で前期計画から減少しています。

町では「広報おおだい」で、精神障がい者に関することや、障害者週間及び三重県障がい者芸術文化祭についての掲載を行うことで、地域内での理解が得られるよう啓発しています。このほか、大台町人権フェスティバルでは、人権についての啓発などを行っています。

また、アンケート結果において、障害者差別解消法を知っているかについては「知らない」が72.2%、合理的配慮（※用語の説明参照）について知っているかでは、「言葉を聞いたことがない」が54.6%を占め、認知度は低いものの前期計画より減少しています。今後とも、制度の理解の促進が必要となっています。

町では「障害者差別解消法に基づく大台町職員の対応に関する要領」を作成し、職員の正しい知識や理解の普及に努めていますが、広く一般へも障害者差別解消法及び合理的配慮への理解を促進するため、障がい者福祉の取組や制度に関する情報を積極的に町ホームページへ掲載を行うなど、差別解消のための組織づくりや仕組みづくりについて、町民とともに進めていく必要があります。

【取組】

① 啓発の推進

- 「広報おおだい」・町ホームページ等を利用し、各種取組や関連イベント情報を積極的に発信し、町民がノーマライゼーションの理念に触れる機会を増やします。

- 障がい者団体や関係機関と連携を図りながら、街頭啓発や講演会などを実施し、障がい者に対する理解の促進を図ります。
- ② 差別の解消の推進
 - 障がいを理由とする差別の解消に向け、理解の促進に関する広報・啓発活動を行います。また、差別解消のための組織づくりや仕組みづくりを進めます。
 - 合理的配慮に関する理解や取組について、広報・啓発活動を行います。
- ③ 交流の推進
 - 町内外の障がい者団体及び福祉サービス事業所等と園児、児童、生徒、町民等がかかわる機会を増やし、交流を図ります。
- ④ 意思疎通の推進
 - 障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進を図ります。

(2) 福祉教育の充実

【現状と課題】

小中学校では、児童・生徒に対し、ノーマライゼーションについての理解を促進するため、特別な支援が必要な児童が在籍する学級とそうでない学級との交流や町内の福祉サービス事業所との交流、多気郡内の特別支援学級在籍児童同士の交流などを行っています。今後も継続して、ふれあいや交流の機会を積極的に設けていく必要があります。

特別支援学級に在籍する児童・生徒の中には、集団活動等に対してより特別な支援が必要な児童・生徒もいるため、一人一人の発達の段階に応じた支援体制の充実が必要となっています。

【取組】

- ① 社会福祉の理解を深める教育の推進
 - 学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、社会福祉について理解を深める指導を行うとともに、ノーマライゼーションについての理解、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。
 - 児童・生徒の障がい福祉についての理解を深めるため、町内の障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等との交流を積極的に進めます。
- ② 個々に応じた教育の充実
 - 特別支援学級に在籍する児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ると共に学習支援員への研修会等を開催します。

(3) ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で生活していくためには、保健、医療、福祉サービスなど公的なサービスの充実だけでなく、地域住民がお互いに支え合っていくためのボランテ

ィア活動を充実し、幅広く生活に密着した内容となるよう、ニーズを把握し具体的な支援ができるようにしていくことも大切です。

現在は、民生委員・児童委員が主に障がい者団体の行事にボランティアとして参加して支援を行っていますが、今後は、社会福祉協議会とも連携し、障がい児・者に対して、必要と思われる支援内容等の聞き取りやボランティア活動に関するニーズ把握を行うとともに、広く町民に対して、ボランティア活動の情報提供や啓発活動を行っていく必要があります。

【取組】

① ボランティア活動の育成

- 障がい児・者への理解を深めてもらえるよう、ボランティア活動の情報提供や啓発活動を行います。

② 町社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関するニーズ把握、具体的な支援内容を協議します。

2 教育・育成

(1) 早期発達支援の充実

【現状と課題】

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために、子育て世代包括支援センターを役場内に設置し関係機関と協力のもと支援を行っています。

発達障がいを含む特別な支援の必要性が認められる乳幼児に対し、乳幼児相談等を通じて、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、児童発達支援センターが協力し指導・助言に努めています。相談体制の充実を図るための取組として、臨床心理士による相談の機会を設けています。

また、ネットワーク支援会議を開催し、それらの結果をもとに支援方法を関係者が共有していますが、今後さらに、関係機関が情報共有を図りながら取り組んでいく必要があります。

保育園などの入園後には、保育士が気になる子への早期支援を行うための具体的な支援ツールとして CLM（チェック・リスト・in 三重 ※用語の説明参照）を活用し、保健・福祉・教育の連携のもと、支援を行っています。

また、障がい児の日中活動、その保護者同士の交流や活動等の支援や、障がい児の町内での放課後や休日の居場所づくりとして、「手をつなぐ親の会」や「くじらぐも」への活動支援を行っています。

町内には、放課後等デイサービス事業所が 3 か所、保育所等訪問支援事業所が 1 か所、児童発達支援事業所が 1 か所登録されており、さらなる支援の充実を図って

いく必要があります。

【取組】

① 乳幼児期からの関係機関との連携

- 発達障がいを含む特別な支援が認められる乳幼児に対し、保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、早期に発達支援を行い、対象児の健全な育成を図ります。
- 切れ目のない支援を行うため、健診事後の支援を充実させ、関係機関と連携し早期支援につなげます。
- 各保育園などとの情報共有や必要に応じてサービス事業所等との連携を深めます。

② 障がい児の親の会の活動支援

- 障がい児の日中活動や、その保護者同士の交流や活動等の支援を引き続き行います。

③ 途切れない支援の推進

- 子育て世代包括支援センターが支援拠点となり、包括的で一体的な支援が行える体制を整備します。
- 途切れない支援として CLM を、いずれの保育園などでも実施できるよう主任クラスの保育士が手法の習得を目指します。
- 町教育委員会と町との連携の強化を目指します。

④ 相談体制の整備

- 専門職（臨床心理士等）や児童発達支援センターによる相談の機会を確保し、保護者が気軽に悩みや不安を相談できるよう体制の充実に努めます。また保育園・認定こども園・学校とも連携を強化し、保護者を支援します。

（２）教育の充実

【現状と課題】

就学から卒業までの学校教育段階で、発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒の自立や社会参加の実現に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指して、個別の支援計画、指導計画を立て、それらに基づいて、途切れのない教育に取り組んでいます。

今後は、保育施設・小学校・中学校との情報交換や、個々の支援計画の見直しを行い、支援を充実させていくとともに、「CLM と個別の指導計画」の実施が可能な支援者の養成や三重県教育委員会が作成しているパーソナルファイル（※用語の説明参照）の活用、特別支援学校の巡回相談等、途切れのない支援の仕組みの充実を図ります。

また、障がい種別が多様化し、対象となる児童・生徒が増加していることから、小中学校には、現在、学習支援員 23 名を配置していますが、今後も適正な人員確保に努めていく必要があります。

さらに、障がいのある児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン（※用語の説明参照）の観点から学校施設のバリアフリー化（※用語の説明参照）を継続して行っていく必要があります。

【取組】

① 途切れのない教育の充実

- 保育施設から中学校まで、個別の支援計画・指導計画を立て、それらに基づいて、途切れのない教育に取り組みます。
- パーソナルファイルの活用や、特別支援学校の巡回相談を活用するなど、支援の充実を図ります。

② 教員等の研修の充実

- 障がい種別の多様化に応じた指導力を向上させるための研修の充実を図ります。
- 小中学校における学習支援員の確保に努め、定期的に研修会・勉強会・情報交換会を行います。

③ 学校施設のバリアフリー化の推進

- 障がいのある児童・生徒が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を行い、環境整備を行います。

3 自立と社会参加

（１）就労の促進

【現状と課題】

現在は、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどが、個々に就労支援を行っている状況です。

令和５年８月に実施したアンケート結果からは、「障がいの特性にあった仕事内容や働き方の支援」を求める意見が多いことから、圏域での取組だけでなく、町産業課、町商工会などと連携して取組を強化していく必要があります。

障がいのある人が就労する上で困っていることとして、「自分に合った内容の仕事がない」、「相談相手がいない」という意見がありました。

今後は、町内の民間企業等に対して、障がい者雇用の実態把握を行うとともに、理解を求めていく必要があります。

職場への定着が困難な障がい者の就業や日常生活の支援において、松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センターが、就労を援助する人材（ジョブコーチ）を職場等へ派遣しており、職場の定着にもつながっています。

また、一般企業への就労が困難な障がい者の就労の場を確保するため、就労移行支援事業所（※用語の説明参照）・就労継続支援事業所（※用語の説明参照）等へ

の通所を支援しています。

就労継続支援 B 型事業所に対して「障害者優先調達推進法」に基づき、行政、関係機関から優先的に物品等の発注を行い、事業所の生産性の向上を図っています。

【取組】

① 企業等への働きかけ

- 特別支援学校や松阪・多気地域自立支援連絡協議会等と情報共有し、町内外における障がい者雇用の実態把握を行うとともに、障がい者への理解を求めるよう働きかけます。

② 雇用促進、職場定着の推進

- 各種事業、障害者就業・生活支援センターの周知を行います。
- 障がい者の就労を援助する人材（ジョブコーチ）を職場等へ派遣し、雇用促進、職場定着を図ります。
- 松阪・多気地域自立支援連絡協議会就労部会と連携した雇用促進、職場定着の体制づくりを推進します。また、圏域で連携し、福祉的就労や障がい者雇用への情報発信を行います。

③ 通所の支援

- 一般企業への就労が困難な障がい者に対して、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所等への通所を支援します。

④ 物品等調達の推進

- 就労継続支援 B 型事業所と連携し、事業所が受注・生産する機会を確保するため、物品等の調達について周知を行います。

（２）スポーツ・文化活動の推進

【現状と課題】

障がい者が、自立と社会参加を進めるだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送るためにスポーツや文化活動などへ参加することは大切なことです。令和 5 年 8 月に実施したアンケート調査において、「今後どのような活動をしたいと思うか」という問いに対し、「レクリエーション」や「スポーツ」、「地域の行事」といった回答も多く、障がい者が参加できる各種イベントなどの情報提供を、障がい者団体を通じて行っています。地域の行事であるどんとこい大台まつりの出店や展示、町内図書館等への知的障がい者デイサービス「たんぼぼ」の利用者の作品展示などを行っています。

また、教育委員会の生涯学習講座で手話講座の開設も行っています。

【取組】

① 情報の提供

- 町ホームページを利用して、障がい者スポーツ大会やレクリエーション大会な

どの情報提供を行います。

- 三重県障がい者芸術文化祭（ステージ発表、作品展示）等を周知します。

② 発表の場の提供

- 町内のイベント等において、障がい児・者が参加しやすい環境づくりを行い、発表や展示の実施などの場を提供します。
- 障がい者が参加しやすい講座のプログラムづくりを行います。

4 保健・医療の充実

（１）障がいの早期発見

【現状と課題】

発達障がいを含む特別な支援の必要性が認められる乳幼児については、健診の結果から再健診や経過観察、必要に応じ医療機関を受診し、児童発達支援機関の紹介等を行うなど、乳幼児期からの障がい等の早期発見のため、健診体制の充実に努めています。

また、必要に応じて低出生体重児等を対象に医療機関で実施する連携会議等への参加に努めています。

1歳6か月児・3歳児健診での臨床心理士による相談や、児童発達支援センターによる専門相談、子育て世代包括支援センター等による子育て相談、三重県中勢児童相談所の協力による巡回相談等を実施し、障がいのある子どもの早期発見と相談支援を行っています。

障がいにつながる可能性の高い生活習慣病を予防するために、各種検診や健康づくり事業の周知、充実に努めています。

【取組】

① 他機関との連携

- 集団健診では、関係職種による情報共有を継続し、支援方法について協議します。
- 低出生体重児等の退院に合わせ、できる限り早期の支援を行うため、必要に応じて書面のみでなく、入院中の医療機関で実施する連携会議等に、子育て世代包括支援センターも参加し情報連携に努めます。
- 切れ目のない支援を行うため、健診事後の支援を充実させ、関係機関と連携し早期支援につなげます。

② 相談体制の充実

- 1歳6か月児・3歳児健診での臨床心理士による相談や子育て世代包括支援センター等による子育て相談、三重県中勢児童相談所の協力による巡回相談等を実施することで、障がいのある子どもを早期に発見し、支援につなげる体制の充実

を図ります。

- 各種検診の受診勧奨や健康教育、保健指導等の充実を図り、健康に関する意識を高め生活習慣の改善を支援します。

また、医療機関や福祉関係者等との連携を強化し、自立した生活が送れるよう取り組みます。

③ 生活習慣病の予防と早期発見

- 各種検診や健康教室、健康づくり事業の周知・充実を図り、健康に関する意識を高め生活習慣の改善を支援します。また、健康ポイントの事業を活用した健康づくり事業を推進します。

(2) 医療・リハビリテーションの推進

【現状と課題】

障がいの症状や状況に応じて、治療や障がいの実態に合わせた通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションが町内の医療機関や介護事業所で行われています。令和5年8月に実施したアンケート調査において、「とくに不安に感じていることは何ですか」という問いに対し「健康・障がいのこと」、「医療のこと」という回答が上位を占めています。その中で、「今後、サービスを利用して自立して暮らしたい」、「家族の手助けを受けながら暮らしたい」という回答が全体の半分を占めています。地域で安心して生活を送ることができるよう、関係機関と連携して、訪問が必要な障がい者の情報共有を行い、早期の介入に努めています。

障がい者の中には自らの口腔ケアが困難な人や支援が必要な人がいることから、障がい福祉サービス事業所等での歯科指導を行っています。

精神障がい者への支援として、医療機関や保健所等と連携し、こころの健康相談や訪問相談、デイケアなど、精神疾患や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の相談・支援を行っています。

【取組】

① 機能訓練の利用促進

- 医療機関での一定のリハビリテーションが終わり在宅に戻る人が、身体機能の維持、回復ができるよう、地域生活移行へ向けた訓練の利用促進を図ります。

② 口腔機能改善の促進

- 障がい福祉サービス事業所等での歯科検診と歯科指導を実施し、治療や定期検診の必要性和正しい知識の理解を得ることで、日常的な支援につなげます。
- 定期的な歯科健診などで予防していく意識を持っていただくよう働きかけます。

③ 精神障がい者への支援

- 医療機関からの退院促進が進むことから、地域生活を送るための関係者会議等を開催し、在宅生活への支援を図ります。

- こころの健康相談や定期訪問、電話、デイケアなどの充実に取り組みます。
- 町ホームページで、自立支援医療（精神通院医療）制度や、精神障害者保健福祉手帳制度等について啓発します。
- ④ 難病患者への支援
 - 難病患者や家族が住み慣れた家で安心して生活できるようホームヘルプ等の福祉サービス、日常生活用具、補装具の利用等を促進します。
- ⑤ 関係機関との情報共有
 - 関係機関と連携を密にし、情報の共有や早期介入・支援を行える体制を整えます。

5 住みよい環境づくり

（１）社会参加の環境づくり

【現状と課題】

三重県おもいやり駐車場利用証制度及び住宅改修については、新規手帳取得者等の障がい者に対して、積極的な申請の勧奨を行っています。「おもいやり駐車場」は、令和５年１０月現在では、町内の公共施設等において２９か所の登録があります。

住宅改修については、町ホームページにおいて、制度の利用促進に向けた周知を行っています。

このほかアンケート結果からは、生きがいづくりとして「買い物」が４７．６％で最も高く、次いで「旅行」が３８．１％となっています。このことから、町営バスやデマンドタクシー（※用語の説明参照）などの移動手段の確保と利便性の向上が求められています。

大台町高齢者等外出支援助成事業（タクシー等利用助成券）については、積極的な申請の勧奨を行うため、「広報おおだい」や回覧等で周知に努めています。

【取組】

- ① 三重県おもいやり駐車場利用証制度の推進
 - おもいやり駐車場の数を増やすため、商業施設等に対して働きかけを行います。
 - おもいやり駐車場の適切な利用について、「広報おおだい」や町ホームページ等で周知を行います。
 - 新規手帳取得者等の障がい者に対して引き続き、積極的な申請の勧奨を行います。
- ② ユニバーサルデザインに基づく施設の整備推進
 - 公共施設において、障がい者が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」に基づく施設の整備を推進し、「合理的配慮」の提供に努めます。

- 改正障害者差別解消法が令和 6 年 4 月に施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮」が義務化されることから普及啓発を行います。
- 窓口相談等において、住宅改修の利用促進を行います。

③ 移動手段の確保

- 町営バス、デマンドタクシーの利便性向上を図るとともに、大台町高齢者等外出支援助成事業（タクシー等利用助成券）の利用について積極的な申請の勧奨を行います。
- 移動手段について、実態把握を行い改善点などの検討を定期的に行います。
- 福祉車両での移動支援について、福祉有償運送協議会との連携を図ります。

（２）防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

行政、消防機関、警察署、自治会、福祉関係者等が、災害時要援護者情報を共有し、個々の要援護者への避難情報等のスムーズな伝達や安否確認等避難支援体制を進めるため、「災害時要援護者登録台帳」の新規登録及び内容更新作業を毎年実施しています。

アンケートでは、災害時の不安ごととして「大勢の人の中で避難所生活をするごとに不安がある」、「避難の場所での長期生活に身体が耐えられるか不安である」という意見がありました。現在、町では町内の福祉施設等と協定を結んでいますが、大規模な災害では希望するすべての人に対し対応できる収容力がないのが現状です。今後は、障がい特性に応じた支援が実施できるような体制の整備が必要です。

さらに、聴覚・言語に障がいのある人が 110 番通報するための「FAX110 番」、「ウェブ 110 番」について、町ホームページ等で周知を行います。

【取組】

① 災害時における要援護者への支援

- 「災害時要援護者登録台帳」の登録促進を継続して行います。
- 行政、消防機関、警察署、自治会、福祉関係者等が情報を共有し、災害時要援護者への支援体制を整えるため、地域における助け合いのネットワークづくりを進めます。
- 関係各課で詳細な要援護者データの情報管理を行うとともに、防災担当課で一元的な情報整理を行います。
- 要援護者用避難所や福祉避難所については、これまで 5 事業所と協定を結んでいますが、大規模災害時の利用者増を考慮し、障がい者施設を含め、協定事業所を増やすよう協議します。
- 要望等を把握し、障がいのある人が必要とする物資や障がいに応じた環境の整備に努めます。

② 110 番通報の周知

- 聴覚・言語に障がいのある人の 110 番通報のため「FAX110 番」、「ウェブ 110 番」について、町ホームページ等を活用し周知します。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人も地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業を実施しています。日常生活自立支援事業については、利用者の数が増加し、関係機関との連携も強化されています。

また、障がい者に対する虐待通報に関しては、関係機関と協力し対応するとともに虐待の未然防止や早期発見のために、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、高齢者大学などや介護保険事業所職員を対象に、虐待についての講演会の開催などを行っています。

【取組】

① 日常生活自立支援事業の周知・啓発

- 知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会等と連携し、事業の周知・啓発を推進します。

② 成年後見制度の周知・啓発

- 身寄りがないなど当事者による申立てができない場合は、町と関係機関で相談を受け、成年後見等の開始の審判の申立てや成年後見人等の業務に対する報酬等に対する支援を行います。

③ 虐待の未然防止や早期発見

- 身近で相談を受け、早急に支援ができる体制をさらに充実を図ります。必要に応じて大台町障害者総合支援協議会においてもケース検討を行います。
- 虐待に関する情報提供があった場合は、町と関係機関でケース検討を行い、早期対応を図ります。
- 町ホームページ等を通じて虐待の現状を認識していただくため、町民への啓発に努めます。
- 虐待対応に関する意識を高めるための講演会や研修会を継続して行います。

第 3 部 障がい福祉計画



第 5 章

障がい福祉計画

1 基本指針とサービス内容

(1) 障がい福祉計画にかかる基本指針

平成 28 年 6 月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」が公布され、平成 30 年 4 月から施行されたことに伴い、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が図られるようになりました。

さらに、令和 5 年 5 月には高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことと示されました。

このため、町では地域の実情を踏まえ、基本指針に即して 3 年間の「障がい福祉計画」を策定します。

国が示す「第 7 期障がい福祉計画にかかる基本指針」の概要

① 基本指針の主なポイント

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障がい福祉サービスの質の向上
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・よりきめの細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

② 成果目標に関する事項

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 障がい福祉計画の基本目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

○令和3～5年度の検証

- ・令和3年度に3人、令和4年度に1人、長期入院により施設を退所された人はいますが、地域生活へ移行された人はいませんでした。
- ・地域生活への意向を示された人はいませんでした。

○目標の設定方針

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、また、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減することを基本としていますが、それぞれの地域の実情を踏まえて目標値を1人に設定します。

○目標達成の方策

- ・利用者やその家族から意向があった際は各関係機関と連携を取り、地域移行の推進を図ります。

項目	数値
令和4年度末時点の入所者（A）（人）	12
令和8年度入所者数（B）（人）	11
【目標値】削減見込（A－B）（人）	1
【目標値】地域生活へ移行した人（人）	1

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

○令和3～5年度の検証

- ・精神科病院からグループホームや在宅に移行された人がいます。
- ・精神・地域移行部会（松阪・多気地域自立支援連絡協議会）にて、各関係機関と連携しながら、退院後の情報共有の様式を作成し、地域移行を推進しました。

○目標の設定方針

- ・本町の令和5年8月時点の精神病床における1年以上長期入院患者数は

12 人（国保加入者数）です。そのうち 65 歳未満の人は 7 人です。

- ・目標の設定にあたっては、令和 8 年度末における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を、325.3 日以上とすることを目標とします。

○目標達成の方策

- ・精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者等による努力だけでは限界があり、地域の精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組の推進が必要です。
- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、現在、実施している精神・地域移行部会での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続して確保します。

項目	前期目標	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度見込	令和 8 年度目標
精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数（日）	316	—	365	—	325.3

重点項目①

③ 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会の場、緊急時の受入の対応、専門性、地域の体制づくり）を有する拠点を整備します。

○ 令和 3 ～ 5 年度の検証

- ・24 時間の相談体制として、一次窓口として役場（宿直）が対応し、必要に応じて担当者及び相談事業所に繋げる体制を整備しています。
- ・緊急時の対応及び生活の体験の場の確保として、大台町地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定しました。また、登録に向けて事業所に働きかけを行っています。

○ 目標の設定方針

- ・現在、地域生活支援拠点数は、0 であるため、町内において 1 か所設置することを目標値と設定します。

○ 目標達成の方策

- ・地域生活支援拠点の登録に向け、引き続き事業所に働きかけを行います。
- ・松阪、多気地域と連携し面的整備を進めます。

項目	前期目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和8年度目標
地域生活支援拠点の確保及び機能の充実(か所)	1	0	0	0	1

【松阪・多気圏域における今後の取組方針】

- 1 指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら、地域移行や地域定着に取り組み、24時間連絡調整、サポート体制ができる地域生活支援拠点の強化に向けて検討します。
- 2 各市町の相談支援時において、グループホームの体験利用等の一人暮らしの支援を促進します。
- 3 緊急時の受入先の調整を図る体制の整備に向けて検討します。
- 4 ヘルパー等の障がい福祉サービス従事者が幅広い専門性や総合的な支援ができるよう研修体系を構築し、人材育成を図ります。
- 5 機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討します。

④ 福祉施設（事業所）からの一般就労への移行

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業所等を通じて一般就労への移行を推進します。

○令和3～5年度の検証

- ・就労継続支援事業から一般就労に移行した人は3名でした。
- ・就労移行支援事業の利用者は1名いますが、一般就労に移行した人はいませんでした。

○目標の設定方針

- ・過去の実績と国の指針を踏まえ、目標値を設定します。

○目標達成の方策

- ・利用者から意向があった際は、計画相談事業所や障害者就労・生活支援センター等と連携を図ります。
- ・就労部会（松阪・多気郡地域自立支援連絡協議会）で圏域での連携を図り、障がい者雇用や福祉的就労の啓発に努めます。

項目	前期目標	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和8年度 目標
福祉施設（事業所） から、一般就労する 人の数（人）	2	0	1	2	4
就労移行支援事業 を利用して一般就 労した人の数（人）	2	0	0	0	2
就労継続支援 A 型 事業を利用して一 般就労した人の数 （人）	1	0	0	1	1
就労継続支援 B 型 事業を利用して一 般就労した人の数 （人）	1	0	1	1	1
就労定着支援事業 所を利用して一般 就労した人の数 （人）	2	0	0	0	1
就労定着支援事業 を行う事業所数 （か所）	1	0	0	0	1
一般就労定着率が 8割以上の就労定 着支援事業所数 （か所）	—	—	—	—	1

重点項目②—1

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取組を進めます。

○令和3～5年度の検証

- ・本町では相談支援体制の充実及び強化に向け、障がいの種別に応じて2事業所に委託して事業を行っています。
- ・三町計画相談会議（松阪・多気郡地域自立支援連絡協議会）にて、計画相談員の勉強会、初任者・現任者研修を実施し、人材育成の支援及び相談機関との連携強化を図りました。

○目標の設定方針・方策

- ・相談支援体制の充実及び強化に向け、障がい種別に応じた相談支援が行えるよう、引き続き2事業所への委託事業を確保します。
- ・各種会議や研修会を通して、地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び相談機関との連携強化に努めます。
- ・令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び

関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け、検討します。

項目	前期目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和8年度目標
相談支援事業者の人材育成の支援 (回)	－	－	－	－	3
相談機関との連携強化の取組 (回)	－	－	－	－	4

⑥ 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービスの質を向上させる取組として、障害者総合支援法の理解を深め、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、必要とするサービスを提供します。

○令和3～5年度の検証

- ・障がい福祉サービスの質の向上を図るため、県やメーカー等が実施する研修に参加しました。
- ・利用者が障がい福祉サービスの流れについて理解しやすい案内資料を作成しました。

○目標の設定方針・方策

- ・障がい福祉サービスの質の向上を図るため、県が実施する研修等に積極的に参加し、事業所や関係自治体等共有を図ります。

項目	前期目標	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和8年度目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加 (回/年)	－	－	－	－	5

(3) 障がい福祉サービスなどの見込量及び確保方策

令和6年度から令和8年度の各年度における障がい福祉サービス及び相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、サービス提供基盤の充実を図ります。

サービス見込量の単位について

「障がい福祉サービス」については、原則、月間の利用人数を推計し、必要なサービス提供量を定めています。個別の単位は、次のとおりです。

- 「時間」は、月間のサービス提供時間です。
- 「人日分」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」です。

- 「人」は、月間の利用人数です。
- 「人月分」は、年間延べ利用人数です。
- ※ 令和5年度は7月実績における見込量を計算しています。

1) 訪問系サービスの利用者数

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・町ホームページなどを通じて周知を図りました。また、新規の障害者手帳交付者に対して、制度の案内文書を合わせて送付し、制度の周知を図りました。

○見込量を確保するための方策

- ・相談支援事業所、民生委員、関係機関と連携し、必要性が高いにもかかわらず利用できていない人の把握に努め、サービスの利用につなげます。
- ・制度の利用方法を周知、徹底することで利用希望者の開拓を行います。
- ・施設入所者が地域移行しやすくなるよう、サービスの利用を促進します。

区分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (時間)	287	226	220	220	220	200
(人)	13	13	12	12	12	11

② 重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

重度訪問介護は、重度障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

同行援護は、視覚障がい者に、外出先で代筆、移動、排せつ、食事等の支援を行います。

行動援護は、知的障がい者又は精神障がいによる自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援は、介護の必要度が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

○令和3～5年度の検証

- ・令和3年度から令和5年度の実績はありません。

○見込量を確保するための方策

- ・利用者のニーズを把握するとともに、サービスの内容や利用方法等を周知し、適切な利用を推進します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
重度訪問介護 サービス量 (時間)	0	0	0	50	50	50
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
同行援護 サービス量 (時間)	0	0	0	10	10	10
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
行動援護 サービス量 (時間)	0	0	0	10	10	10
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
重度障害者等包括支援 サービス量 (単位)	0	0	0	0	0	0
利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

2) 日中活動系サービスの利用者数

① 生活介護

常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供を図るなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・町ホームページなどを通じてサービスの内容の周知を図りました。また、新規の障害者手帳交付者に対して、制度の案内文書を合わせて送付し、制度の周知を図りました。

○見込量を確保するための方策

- ・引き続き、町ホームページ及び新規障害者手帳交付者に対する案内文章等により、サービス内容の周知を行います。
- ・利用者やその家族から意向があった際は各関係機関と連携をとり、地域移行の推進を図ります。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活介護 (人日分)	372	402	441	440	460	460
(人)	20	21	22	22	23	23

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者等に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行う「機能訓練」と知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行う「生活訓練」が求められています。そのため、リハビリテーションや自立した日常生活に向けた訓練のほか、生活等に関する相談及び助言等、必要な支援を行います。

また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・令和4年度から機能訓練に1名の利用がありました。

○見込量を確保するための方策

- ・ニーズの把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるようサービス提供事業所と連携を図ります。
- ・病院を退院した人等、地域生活への移行を目指し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人の把握や制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

区分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 機能訓練（人日分）	0	6	18	20	20	20
（人）	0	1	1	1	1	1
自立訓練 生活訓練（人日分）	0	0	0	20	20	20
（人）	0	0	0	1	1	1

③ 就労移行支援

一般就労を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・令和4年度から1名の利用がありました。

○見込量を確保するための方策

- ・ニーズの把握や制度の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ・就労移行支援事業所等の利用者の中で一般就労を希望している人へ積極的な利用を促進します。

- ・就労部会（松阪・多気地域自立支援連絡協議会）にて、民間企業等に対し、障がい者雇用の実態把握や理解促進を図ります。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援 (人日分)	0	2	21	20	20	40
(人)	0	1	1	1	1	2

④ 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・3名の利用がありました。
- ・町内にA型事業所がないため、町外の事業所を利用しています。

○見込量を確保するための方策

- ・ニーズの把握に努め、適切な情報提供に努めます。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 A 型 (人日分)	29	38	32	40	40	60
(人)	2	2	2	2	2	3

⑤ 就労継続支援（B型）

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・41名の利用がありました。
- ・町内にB型事業所が2か所に増えたことにより、利用量は増加傾向にあります。

○見込量を確保するための方策

- ・利用者のニーズを把握するとともに、町内事業所との情報共有などの連携を行うことで、サービス提供の確保に努めます。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労継続支援 B 型 (人日分)	473	545	549	550	550	570
(人)	28	33	31	31	31	32

⑥ 短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○令和 3 ～ 5 年度の検証

- ・令和 3 年度から令和 5 年度の間、3 ～ 5 名の利用がありました。

○見込量を確保するための方策

- ・計画相談支援において、積極的な利用を促進します。
- ・緊急的な利用希望に対しても、事業所に受け入れてもらえるよう、日頃から利用の促進を図ります。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所（福祉型） (人日分)	9	7	11	12	12	16
(人)	2	2	3	3	3	4

⑦ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけなどのコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上等に向けた支援を行います。

○令和 3 ～ 5 年度の検証

- ・1 名が継続的に利用しています。

○見込量を確保するための方策

- ・利用者が限られていますが、継続して利用があるため、利用のニーズを把握してサービスの提供に努めます。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
療養介護 (人)	1	1	1	1	1	1

重点項目③

3) 居住系サービスの利用者数

① 共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴、排せつ等の介護や相談支援を行います。

○令和 3～5 年度の検証

- ・近年、利用する人の数は増加傾向にあります。町内に事業所がないことから、対象者は町外の事業所を利用しています。

○見込量を確保するための方策

- ・ニーズに合った事業所を確保するため、近隣市町の事業所との連携を図ります。
- ・松阪市等では、事業所が増えていますが、町内においては、整備が進んでいません。町独自の支援策を検討し、町内に事業所が 1 つ以上設置できるよう整備に取り組みます。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
共同生活援助 (グループホーム) (人)	11	13	14	14	14	15

② 施設入所支援

施設において、夜間、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談などの支援を行います。

○令和 3～5 年度の検証

- ・松阪・多気地域自立支援連絡協議会において、地域移行後（主に精神）のサービス利用についての協議を継続的に実施しています。
- ・現在、大台町での施設入所待機者は 2 名（身体 2 名、知的 0 名）です。入所にあたっては、松阪・多気圏域の入所調整会議にて、入所の必要性・緊急性の判断を行っています。

○見込量を確保するための方策

- ・施設入所にあたっては、入所前の段階から、グループホーム等の利用につ

いて、十分に検討します。

- ・施設入所者とその家族からの意向があった際、各関係機関と連携し地域移行の可能性を検討します。また、計画相談の分野からも地域移行の可能性について検討するように促します。
- ・松阪・多気地域自立支援連絡協議会において、施設入所から地域生活への移行が可能となった事例等についての支援方法を共有し、地域生活への移行の推進を図ります。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
施設入所支援（人）	13	11	11	11	12	12

4) 相談支援の利用者数

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定を受けた障がい福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等の利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）などのケアマネジメントを行い支援します。
地域相談支援	地域に移行する障がい者及び地域に移行した障がい者を支援します。
地域移行支援	入所施設や病院へ長期に入所や入院している人が地域での生活に移行するための準備等を支援します。
地域定着支援	地域における単身の障がい者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急訪問、緊急対策等を行い支援します。

○令和3～5年度の検証

- ・計画相談事業所と連携し、早期から相談の支援に携わっています。
- ・必要に応じて医療機関等との情報共有を図っています。

○見込量を確保するための方策

- ・新規にサービスを利用する場合は「計画相談支援」が必要なため、計画相談支援事業所と連携を密にし、町と相談支援専門員が早い段階から支援を行います。
- ・精神科病院入院患者や施設入所者等から対象者の把握に努め、「地域移行支

援」と「地域定着支援」の適切な利用を促進します。

区分		実績			見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談支援 のべ利用者数 (人日分)		66	76	76	76	80	80
実利用者数 (人)		15	20	20	20	22	22
地域 相談 支援	地域移行支援 のべ利用者数 (人月分)	0	0	0	10	10	10
	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援 実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

5) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。障がいのある人が、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

地域生活支援事業は、町の必須事業として位置づけられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

○必須事業

- 1 理解促進研修・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
- 4 成年後見制度利用促進事業
- 5 成年後見制度法人後見支援事業
- 6 意思疎通支援事業
- 7 手話奉仕員養成研修事業
- 8 日常生活用具給付等事業
- 9 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター事業

○任意事業

- 1 日中一時支援事業
- 2 職親委託事業
- 3 自動車運転免許取得助成事業
- 4 自動車改造助成事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

○令和3～5年度の検証

- ・「広報おおだい」や町ホームページにおいて、関連イベントの情報提供を行いました。また、公共施設に啓発ポスター等の掲示を行い、障がい福祉についての理解と障がい者の社会参加の意欲を高めました。
- ・共生社会の実現に向けての取り組みについて、「広報おおだい」で自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間を周知しました。

○取組の方針

- ・障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施します。

②自発的活動支援事業

○令和3～5年度の検証

- ・町社会福祉協議会との情報共有を図りながら、ニーズの把握に努めました。

○取組の方針

- ・障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

重点項目②—2

③相談支援事業

障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言・サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行います。

○令和3～5年度の検証

- ・一般的な相談を担う事業を委託する事業所等と連携し、相談支援の充実を図りました。
- ・基幹相談支援センターの整備については協議を行いましたが、整備は進んでいません。

○見込量を確保するための方策

- ・引き続き、一般的な相談を担う事業を2事業所に委託し、事業所等と連携することで相談支援の充実を図ります。
- ・大台町障害者総合支援協議会を活用しながら、地域の関係機関によるネットワークの構築の充実を図ります。
- ・令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け、検討します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者相談支援 事業所 (か所)	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター (か所)	0	0	0	0	0	1

④ 成年後見利用促進事業及び成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度は、精神上的障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人に対し、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、援助してくれる人を付けてもらう制度です。具体的には、本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶことや本人の預貯金のお出し入れや不動産の管理などを行うなどが主な援助となります。

また、成年後見制度は精神上的障がいにより判断能力が十分でない人の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念をその趣旨としています。

法人後見とは、社会福祉法人や NPO などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

○令和 3～5 年度の検証

- ・地域包括支援センターと連携し、町長申立てによる支援を行いました。
- ・成年後見制度が的確に利用できるよう支援を行い、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、中核機関を設置しました。

○見込量を確保するための方策

- ・地域包括支援センターとの連携を密にし、制度の周知及び利用を促進します。
- ・申立てには、長期間を要することから早い段階において利用を促します。
- ・成年後見制度に関する相談に対応するとともに、制度の利用を促進するため、サポートセンターの設置に向けて検討を進めます。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用 促進事業 (人)	2	1	1	1	1	2
成年後見制度法人 後見支援事業 (人)	無	無	無	無	無	有

⑤ 手話奉仕員養成研修事業及び意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を実施し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

○令和3～5年度の検証

- ・意思疎通支援事業について、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を三重県聴覚障害者支援センターへ事業を委託するとともに、町ホームページにて制度の周知を図りました。

○見込量を確保するための方策

- ・町ホームページ等で制度の周知を行い、利用の促進を図ります。
- ・町内外の手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、引き続き、三重県聴覚障害者支援センターへの委託による事業を実施します。
- ・近隣市町に働きかけ手話奉仕員養成研修事業の共同実施を検討します。

区分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (人)	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 (人)	0	0	0	0	0	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

身体障がい者や難病患者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付します。

○令和3～5年度の検証

- ・排せつ管理支援用具の給付が主となっています。
- ・町ホームページ等で制度の周知を図るとともに、障害者手帳取得者に対して、手帳交付時に制度の案内文書を合わせて送付しています。

○見込量を確保するための方策

- ・日常生活用具等の給付を必要とする人に対して他の関連機関と連携を密にし、制度の周知を図り、障がいの特性に合った支援を行います。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具 (件/年)	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具 (件/年)	2	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	2	0	0	1	1	1
排せつ管理支援用具 (件/年)	99	92	84	84	80	80
住宅改修 (件/年)	0	0	0	1	1	1

⑦ 移動支援事業

社会生活に必要な外出や余暇活動等のための移動の支援を行います。

○令和 3～5 年度の検証

- ・利用実績はありませんでした。
- ・相談等はありませんでしたが、要件を満たさないことや、申請の取り下げなどの理由により利用には繋がりませんでした。

○見込量を確保するための方策

- ・利用の希望が見込まれるため、利用者の希望に添えるように事業所へ協力を働きかけ、サービス提供基盤の整備を図ります。
- ・引き続き、相談支援事業所を通じた情報提供を行います。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
移動支援 (時間)	0	0	0	10	10	10
(人)	0	0	0	1	1	1

⑧ 地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を支援することを目的とした事業です。専門職員を配置し、医療・福祉及び社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

○令和 3～5 年度の検証

- ・地域活動支援センターの設置には至りませんでした。

○取組方針

- ・地域活動支援センター設置に向け、検討を進めます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に、障がい者の日中における活動の場を提供します。

○令和3～5年度の検証

- ・対象者は、町内外の事業所を利用しています。
- ・町内外の事業所に日中における活動の場を提供してもらうよう業務を委託し、サービス提供を行っています。

○見込量を確保するための方策

- ・町内外の日中一時支援事業所に業務を委託することで、日中活動の場の確保に努めます。
- ・新規利用者に対しては、引き続き、相談支援事業所を通じた情報提供を行います。
- ・障がい児の日中活動やその保護者同士の交流や活動（手をつなぐ親の会等）を支援していく中で、放課後や休日の居場所づくりに取り組みます。

区分	実績			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援 (か所)	7	7	7	7	7	7
(人)	16	16	18	18	18	18

② 職親委託事業

知的障がい者の自立更生に理解がある事業経営者などが一定期間（原則として1年間、更新可能）知的障がい者を預かり、職業や日常生活に必要なことを指導します。

○令和3～5年度の検証

- ・1名が継続的に利用しています。

○見込量を確保するための方策

- ・町ホームページ等を活用するなど広く事業を周知し、関係機関とも連携を図り利用を促進します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
職親委託事業 (件/年)	1	1	1	1	1	1

③ 自動車運転免許取得助成事業

障がい者の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

○令和 3～5 年度の検証

- ・利用実績はありませんでした。

○見込量を確保するための方策

- ・町ホームページ等を活用するなど広く事業を周知し、関係機関とも連携を図り利用を促進します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自動車運転免許取得 助成事業 (件/年)	0	0	0	1	1	1

④ 自動車改造助成事業

就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

○令和 3～5 年度の検証

- ・利用実績はありませんでした。

○見込量を確保するための方策

- ・町ホームページ等を活用するなど広く事業を周知し、関係機関とも連携を図り利用を促進します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
自動車改造助成事業 (件/年)	0	0	0	1	1	1

第4部 障がい児福祉計画



第 6 章

障がい児福祉計画

1 基本指針とサービス内容

(1) 障がい児福祉計画にかかる基本指針

平成 28 年 6 月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年 4 月から施行されました。これに伴い、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが示され、障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

このため、大台町においても地域の実情を踏まえ、基本指針に即して 3 年間の「障がい児福祉計画」を策定します。

国が示す「第 3 期障がい児福祉計画にかかる基本指針」の概要

① 基本指針の主なポイント

- ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障がい児支援の一層の充実
- ・ よりきめの細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

② 成果目標に関する事項

- ・ 障がい児支援の提供体制の整備等

(2) 障がい児福祉サービスの概要

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がい児や発達の遅れ等がみられる乳幼児、児童（就学前児童）が日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応訓練、発達支援を受ける通所によるサービスです。
放課後等デイサービス	障がい児（発達の遅れがみられる児童含む・学齢期児童含む）が、学校の授業終了後や学校休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、発達支援を受ける通所によるサービスです。
障がい児入所支援	入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導などを行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に対して、理学療法や機能訓練などの支援や治療を行うサービスです。
障がい児相談支援	障がい児が通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどのサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

障がいのある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成24年度より障がい児施設・事業が一元化されました。また、身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ることが示されました。

障がい児については教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、地域支援体制の構築、保育・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

(3) 障がい児福祉サービスなどの見込量及び確保方策

① 児童発達・通所等サービス

○令和3～5年度の検証

- ・地域における障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援施設として、多気郡3町の共同設置による児童発達支援センターを多気郡明和町に開所しています。
- ・定期的に児童発達支援センターの運営会議を多気町・明和町とともに開催し、事業の進捗状況、圏域の課題について協議を行っています。また、役場保健師などがセンターと情報共有を図り、連携しながら事業を実施しています。町ホームページ、子育て支援センター、子育て世代包括支援センターなどで事業の周知を行っています。
- ・町内において、放課後等デイサービス事業所が3か所、保育所等訪問支援事業所が1か所、児童発達支援事業所が1か所開所しています。サービス利用者は増加傾向にあります。
- ・こころの健康相談、子育て相談などの相談事業において、支援が必要な児童の把握と発達検査へのつなぎ、早期発達支援の利用へとつなげています。
- ・医療的ケア児支援のための取組では、みえる輪ネットへ参加し、情報共有を図っています。

○見込量を確保するための方策

- ・引き続き、児童発達支援センターを多気郡3町で共同設置し、児童発達支援センター及び関係機関との連携を密にすることで、支援が必要な児童の把握に努め、制度の周知を行うとともに、利用の促進を図ります。
- ・利用者のニーズを把握するとともに、町内事業所との情報共有などの連携を図り、適切なサービスが利用できるよう努めます。
- ・相談体制については、臨床心理士による相談や県児童相談所の巡回相談、児童発達支援センターの専門相談、各種検診の受診勧奨、健康教育、保健指導等の充実を図ります。
- ・医療機関から退院後の在宅生活の支援については、退院前から関係者会議の場を持ち、適切に連携を図ります。
- ・障がい児相談支援については、児童発達支援センター及び町指定相談支援事業所と連携を図り、サービス利用開始前から保護者と関わりを持つよう努めます。
- ・居宅訪問型児童発達や医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、令和8年度までに体制を整備します。

区分	実績			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援 サービス量 (人日分)	44	45	30	28	32	36
利用者数 (人)	11	12	7	7	8	9
放課後等デイサービス サービス量 (人日分)	223	269	340	370	400	430
利用者数 (人)	19	24	29	32	35	38
保育所等訪問支援 サービス量 (人日分)	0	2	6	4	4	5
利用者数 (人)	0	2	4	4	4	5
医療型児童発達支援 利用者数 (人)	－	－	－	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援 利用者数 (人)	－	－	－	0	0	1
障がい児入所支援 (福祉型) 利用者数 (人)	0	0	0	0	0	1
障がい児入所支援 (医療型) 利用者数(人)	0	0	0	0	0	1
障がい児相談支援 利用者数 (人)	38	39	39	40	40	41

第5部 計画の推進



第 7 章

計画の推進

1 計画の推進

(1) 計画の周知

計画の周知においては、障がいに関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障がい者支援に関わる人々と連携し、障がいのある人もない人も共に暮らす地域社会実現のために、広報やホームページ、窓口等を通じて、制度の周知徹底と意識啓発を図ります。

また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

(2) 計画の推進体制の確立と連携

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など、さまざまな分野の関係機関による連携が必要です。そのため「大台町障害者総合支援協議会(※1)」を中心に、庁内関係課はもとより、「松阪・多気地域自立支援連絡協議会(※2)」等の関係機関・関係団体と連携を強化し、一人一人のライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

(3) 計画の進行管理

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標値を達成または見込量を確保するための方策については、「大台町障害者総合支援協議会」において少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

本計画で設定した目標(P l a n)を行動計画として実行(D o)し、実行した計画を評価・測定(C h e c k)、必要に応じて修正(A c t i o n)し、新たな目標を設定して行動に移していく「P D C A」サイクルを進めます。

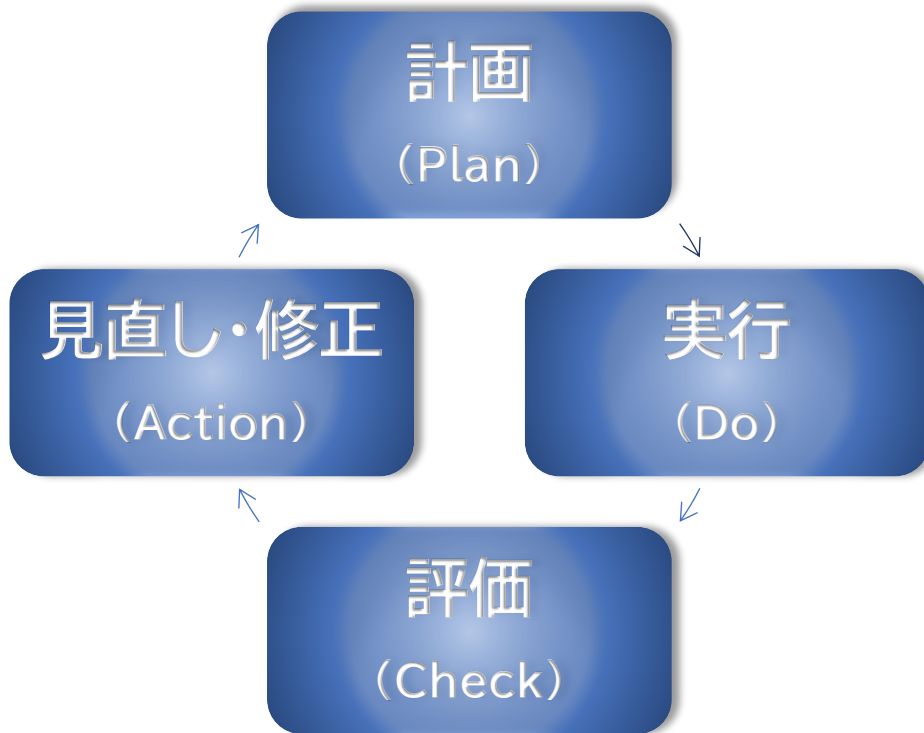
□ 大台町障害者総合支援協議会(※1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(いわゆる「障害者総合支援法」)第89条の3に基づく協議会で、本町の関係機関や障がいのある人やその家族等で構成し、障がいのある人への支援体制の整備のために必要な協議を行っています。

□ 松阪・多気地域自立支援連絡協議会(※2)

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された(自立支援)協議会では、松阪・多気地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

図－計画の進行管理の PDCA サイクル



資 料 編

資料編 	1 アンケート調査結果の概要
--	-----------------------

調査の方法

- ① 調査対象地域 大台町全域
- ② 調査対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びサービス利用者（児）、町民
- ③ 調査期間 令和5年7～8月
- ④ 調査方法 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査

配布・回収数

種類	配 布			回 収	有効回収率
	配布数	宛先不明	有効配布数	有効回収数	
障がい者	130	0	130	65	50.0%
障がい児	41	0	41	18	43.9%
町民	300	0	300	116	38.7%

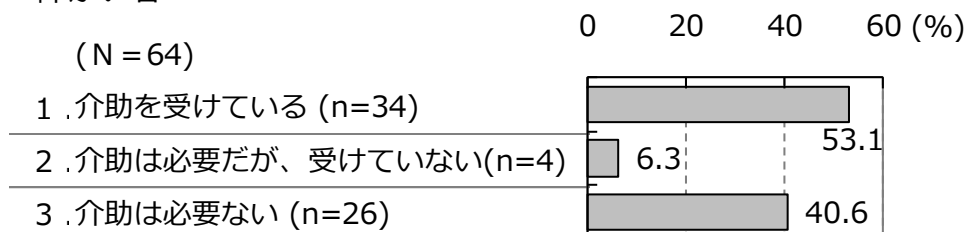
調査結果の概要

介護・介助の状況について

介助の状況

あなたは、日常生活を送る上で、介助を受けていますか。

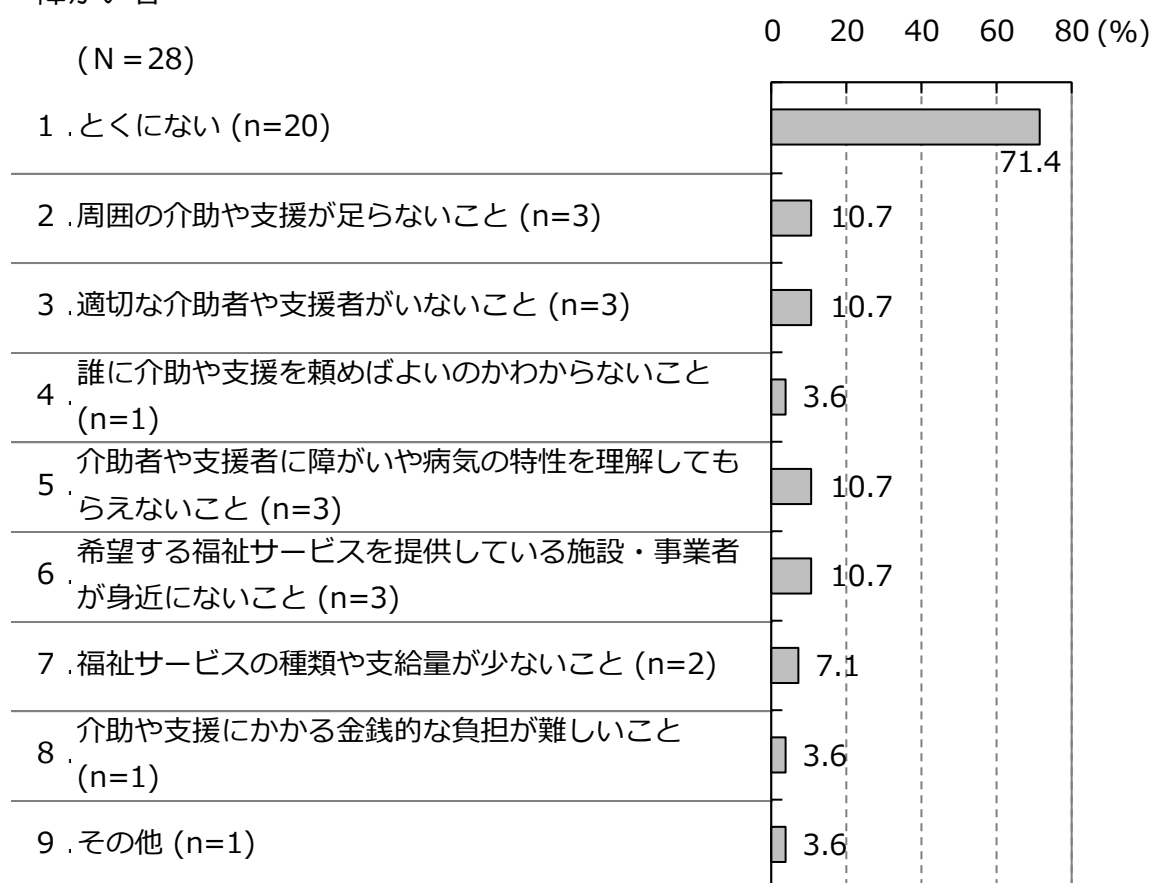
○ 障がい者



介助を受けている中で、困っていること

介助を受けている中で、あなたが困っていることについて教えてください。

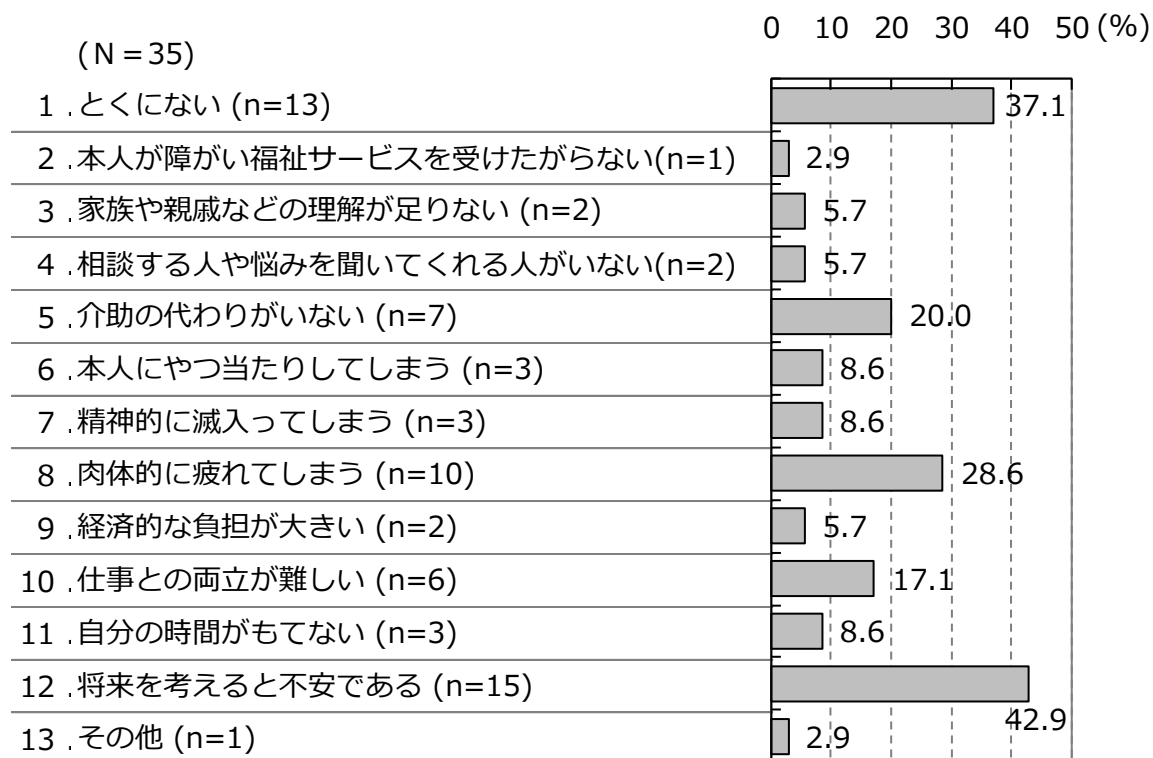
○ 障がい者



「主に介助する人」が困っていること

「主に介助する人」が困っていることについて教えてください。

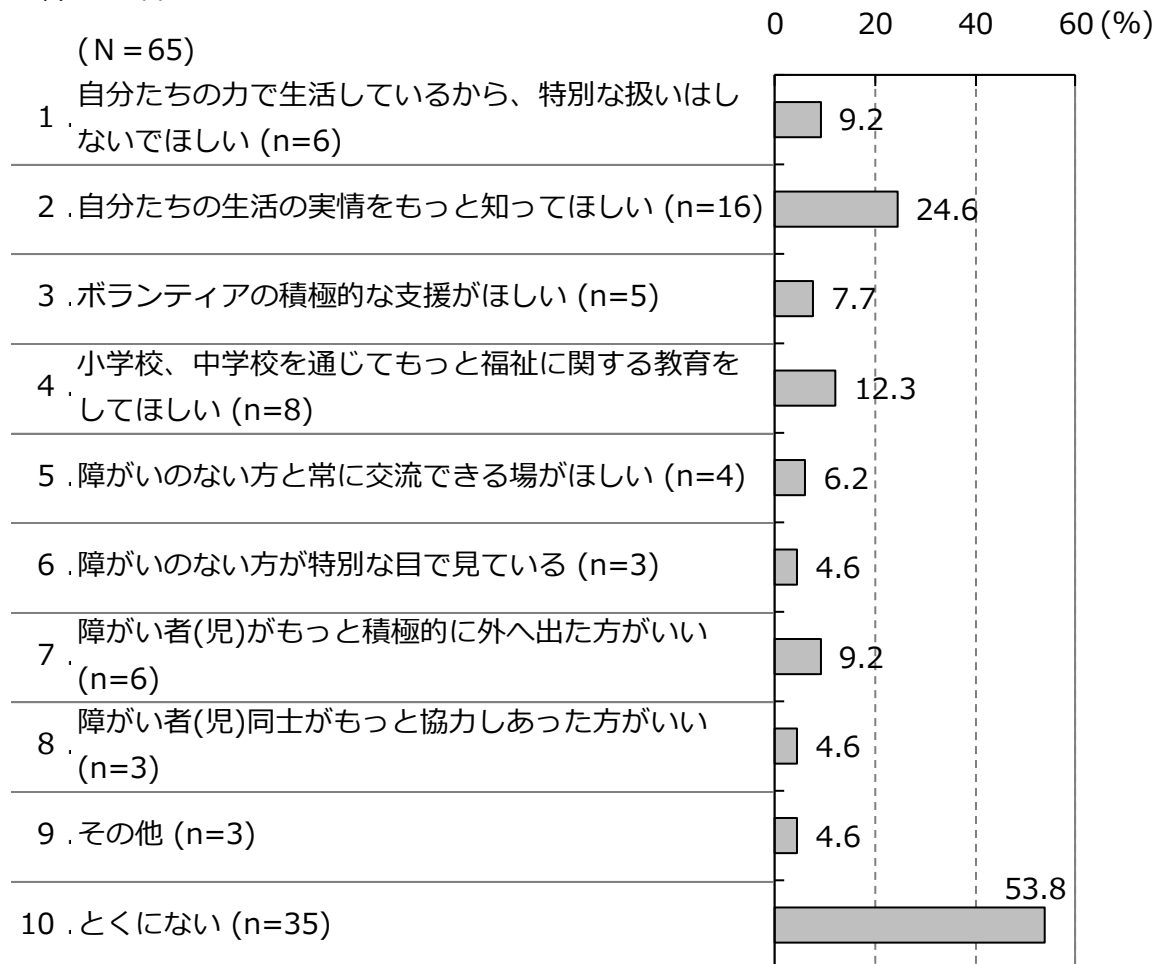
○ 障がい者の介助者



日常生活で感じること

あなたが日頃生活していて感じることはどのようなことですか。

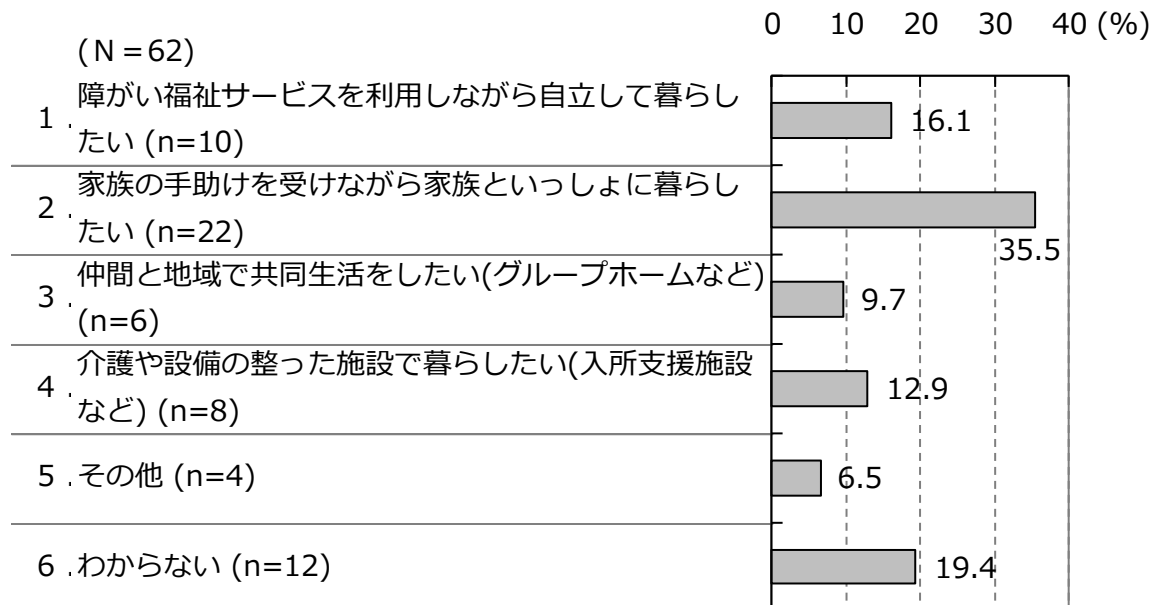
○ 障がい者



今後の暮らし方

あなたは、今後、どのように暮らしたいとお考えですか。

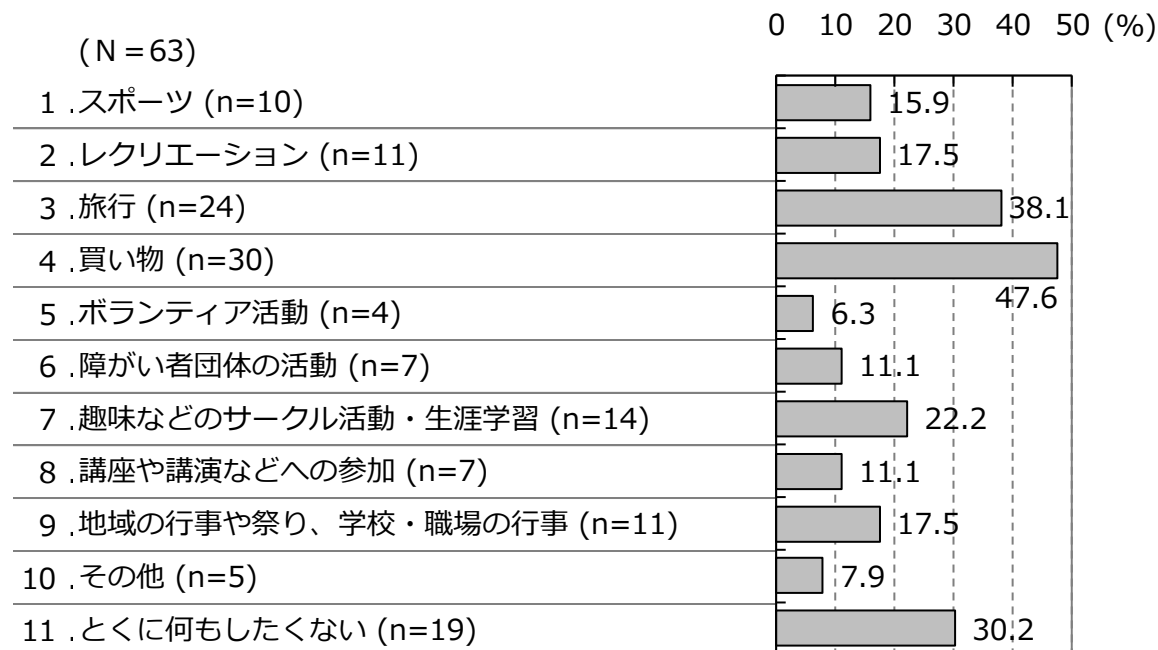
○ 障がい者



希望する活動内容

あなたは、今後、どのような活動をしたいと思いますか。

○ 障がい者

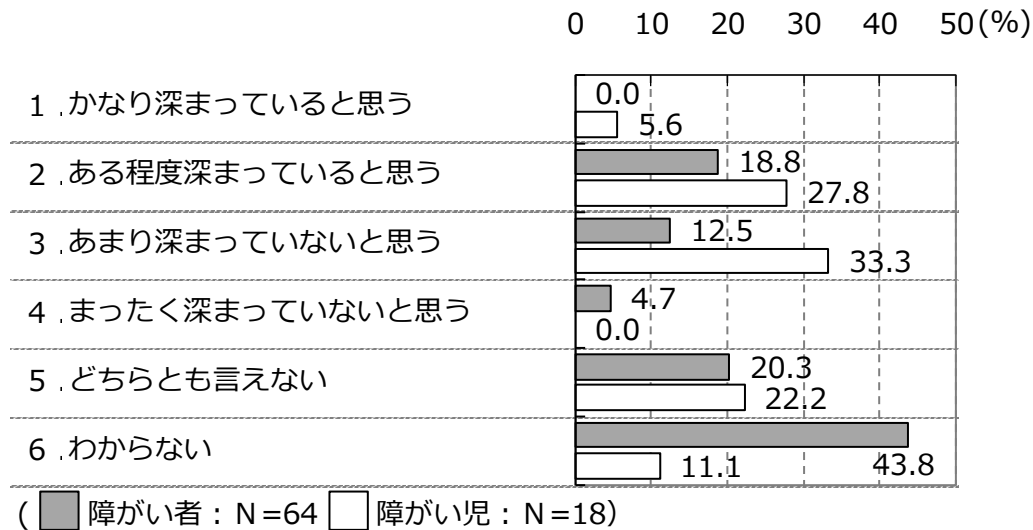


障がいへの正しい理解について

障がいに対する地域内での理解

あなたは、障がいに対する地域内での理解について、どのように感じていますか。

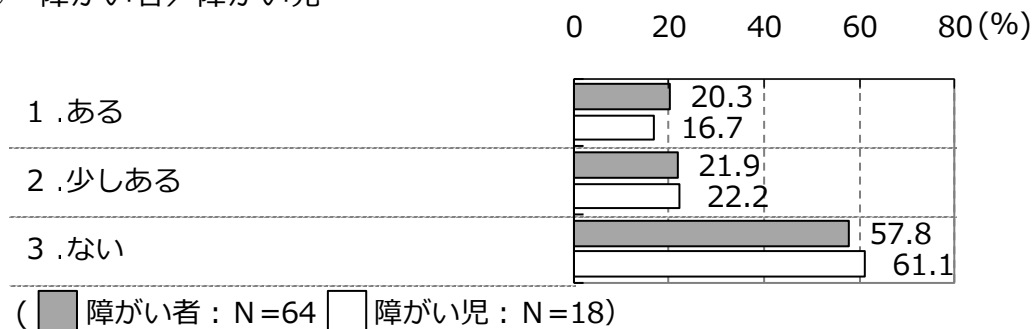
○ 障がい者／障がい児



障がいによる差別・いやな思い

あなたは、障がいがあることで差別を感じたり、いやな思いをする(した)ことがありますか。

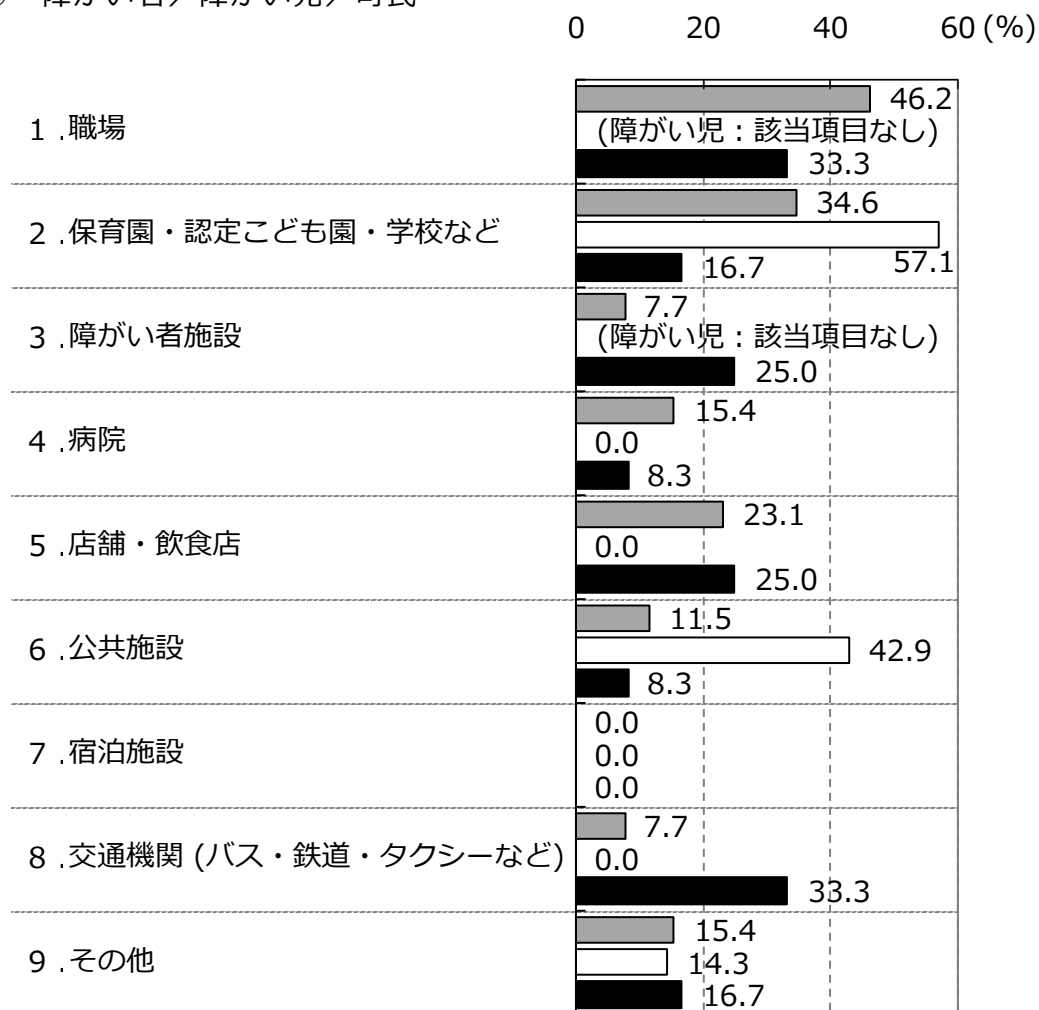
○ 障がい者／障がい児



どこで

それは、どこで、誰(だれ)から、どのようなことでしたか。それぞれについてお答(こた)えください。(あてはまるものすべてに○)

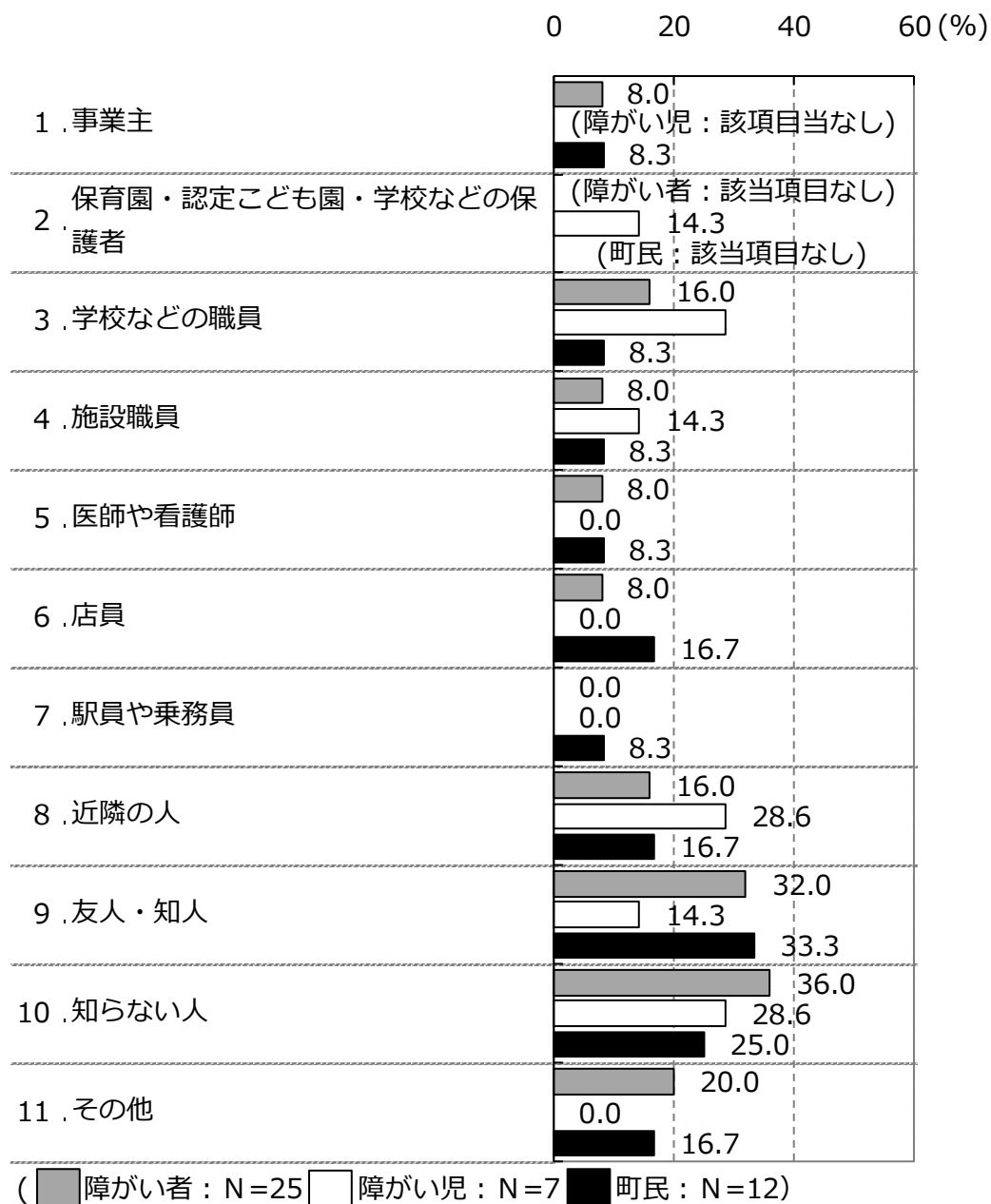
○ 障がい者／障がい児／町民



(■ 障がい者：N=26 □ 障がい児：N=7 ■ 町民：N=12)

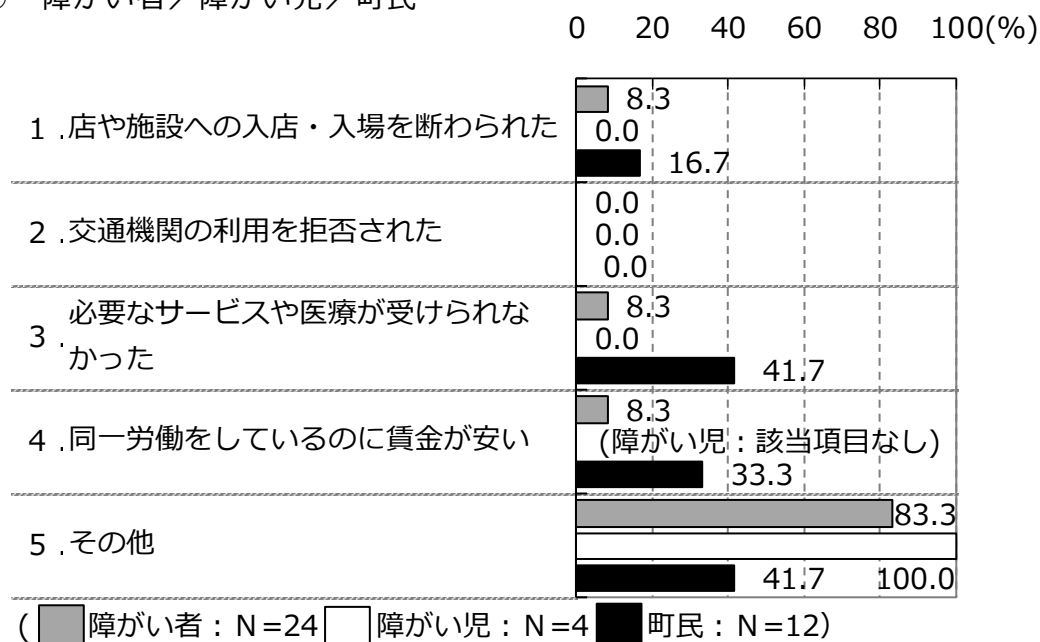
誰から

○ 障がい者／障がい児／町民



どのようなこと

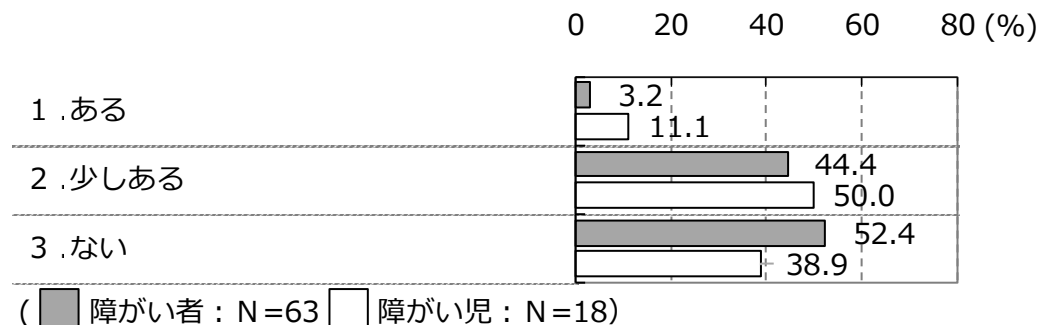
○ 障がい者／障がい児／町民



合理的配慮の提供

あなたは、合理的配慮を提供してもらえなかったことがありますか。

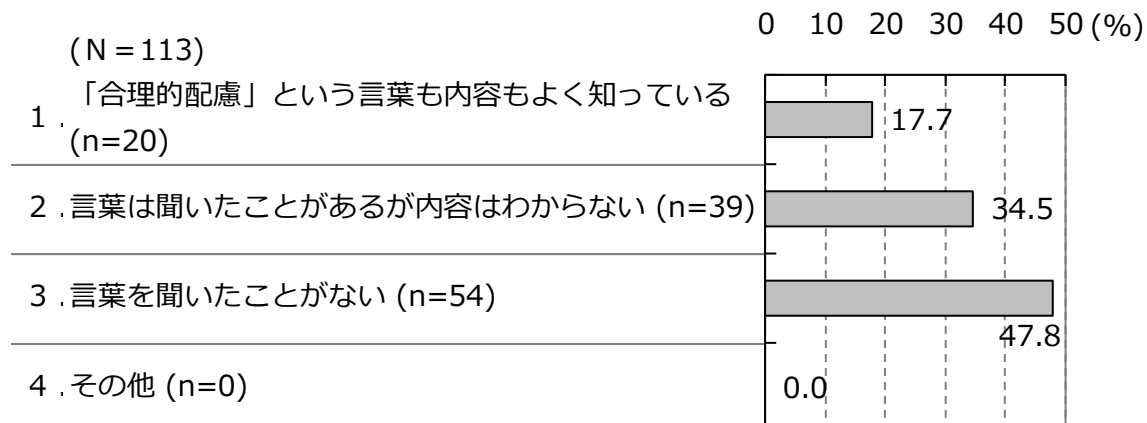
○ 障がい者／障がい児



合理的配慮についての認識

あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。

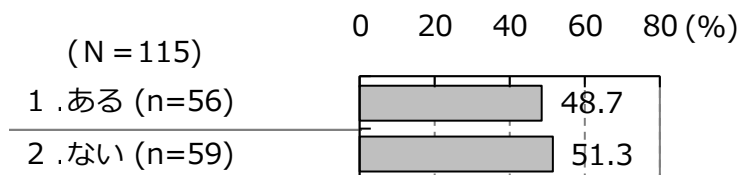
○ 町民



障がいのある人とのかかわり

あなたはこれまでに、障がいのある人に対して支援やかかわりをもったことがありますか。

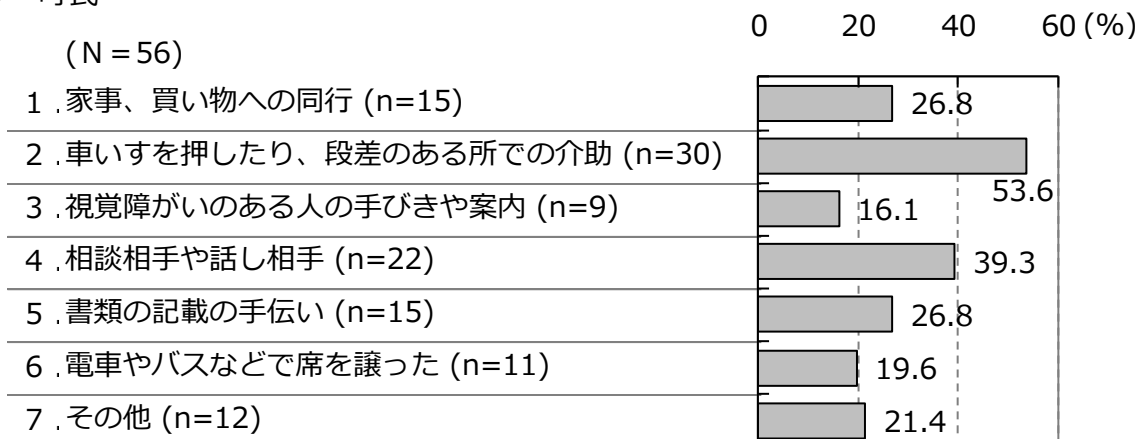
○ 町民



かかわりの内容

それはどのような支援やかかわりでしたか。

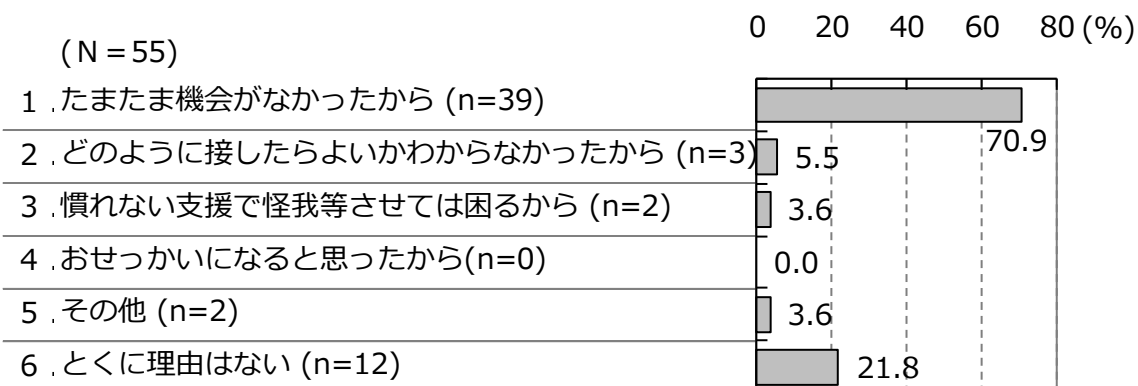
○ 町民



かかわりのなかった理由

かかわりのない理由は何ですか。

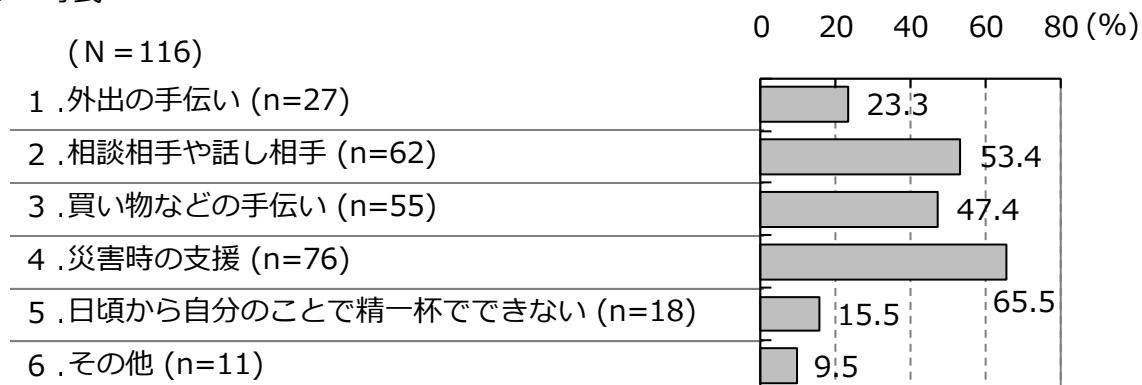
○ 町民



地域でできる支援

あなたの近所において、障がいのある人の介助で困っている家庭があった場合、どのような支援が行えると思いますか。

○ 町民

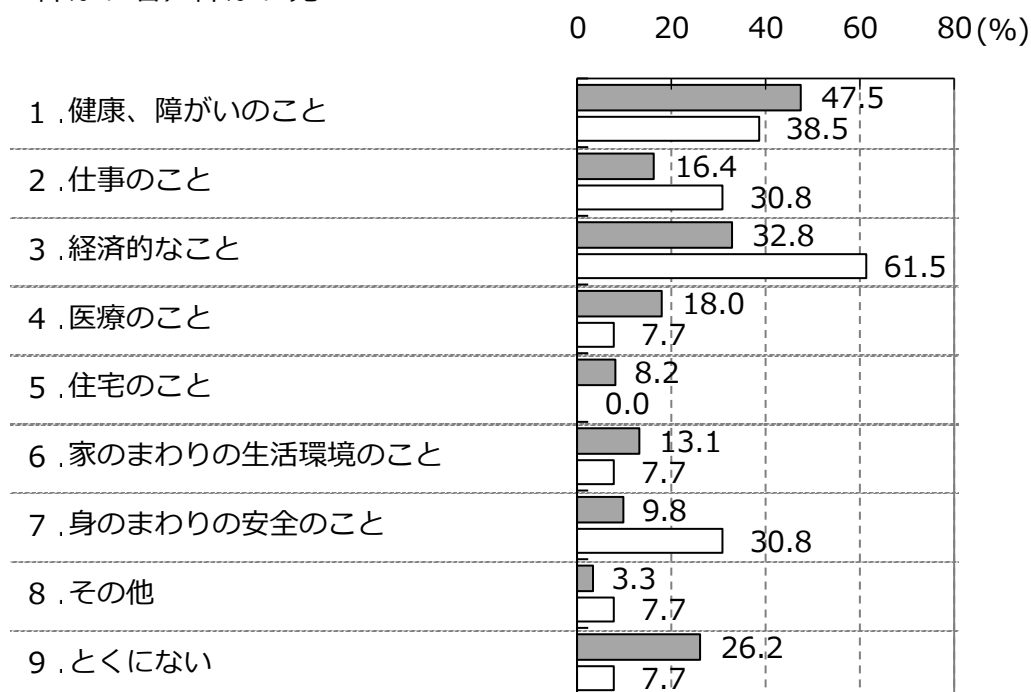


不安や悩み、相談について

とくに不安に感じていること

あなたが、現在、とくに不安に感じていることは何ですか。

○ 障がい者／障がい児



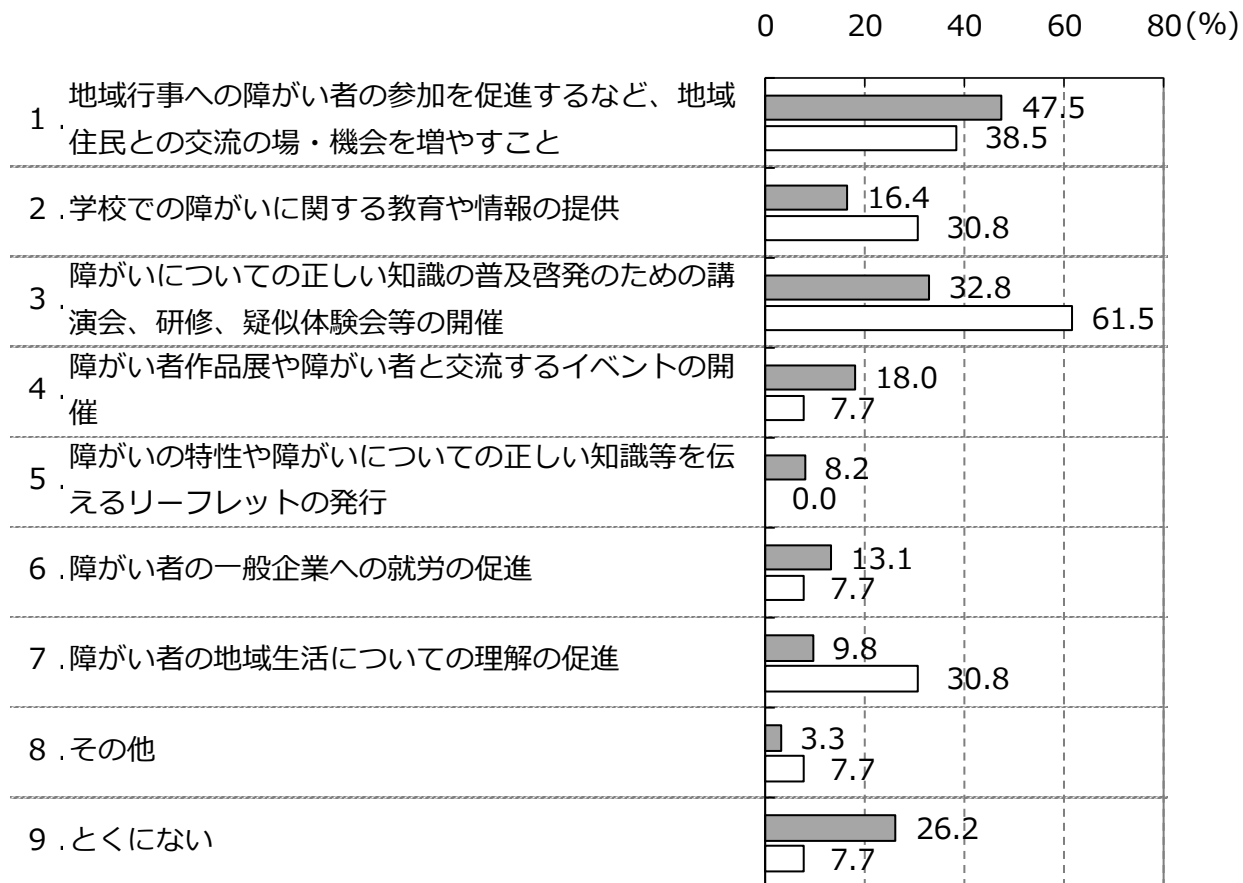
(■ 障がい者 : N=61 □ 障がい児 : N=13)

理解のために必要なこと

地域の理解を深める方策

あなたは、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域で生活できるように地域の理解を深めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまでに〇)

○ 障がい者／障がい児



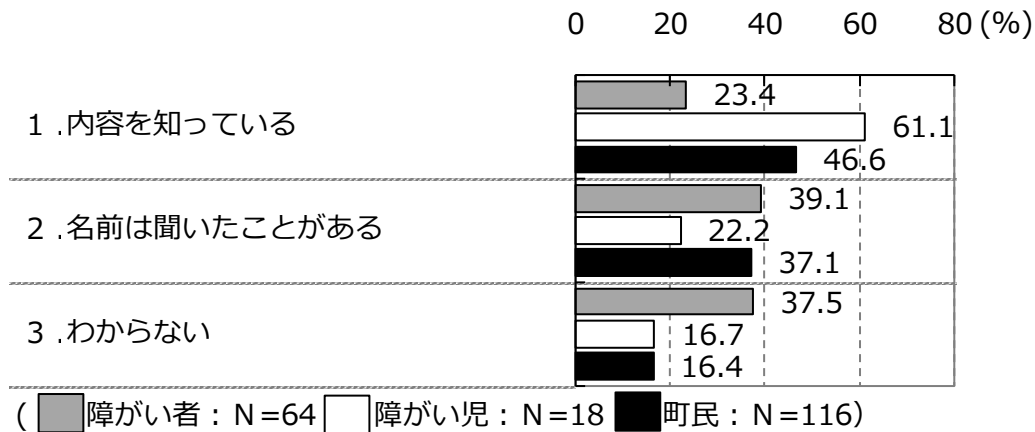
(☒ 障がい者 : N=62 ☐ 障がい児 : N=18)

権利擁護

成年後見制度

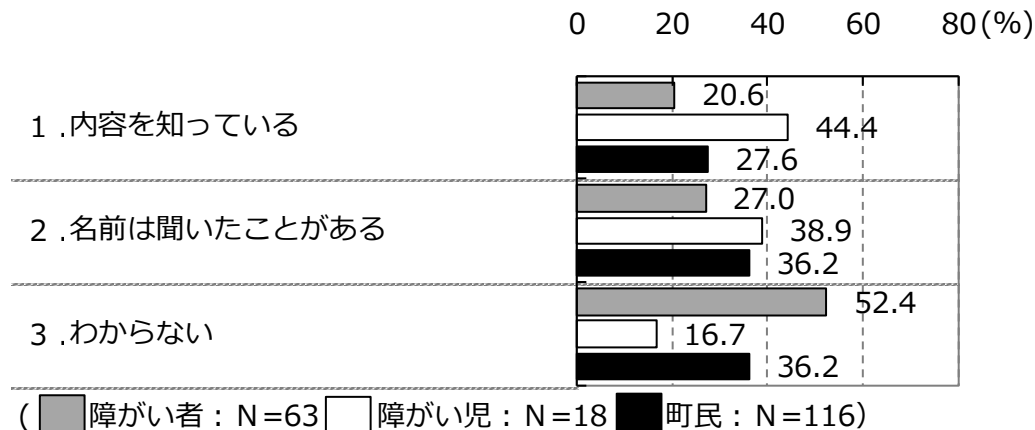
あなたは次のような権利擁護の取り組みを知っていますか。(○はひとつ)

○ 障がい者／障がい児／町民



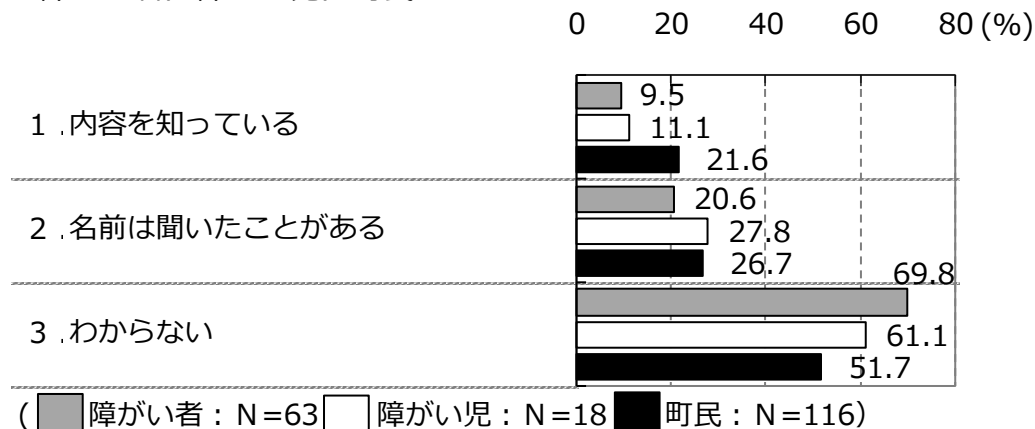
日常生活自立支援事業

○ 障がい者／障がい児／町民



障害を理由とする差別の解消に関する法律（差別解消法）

○ 障がい者／障がい児／町民

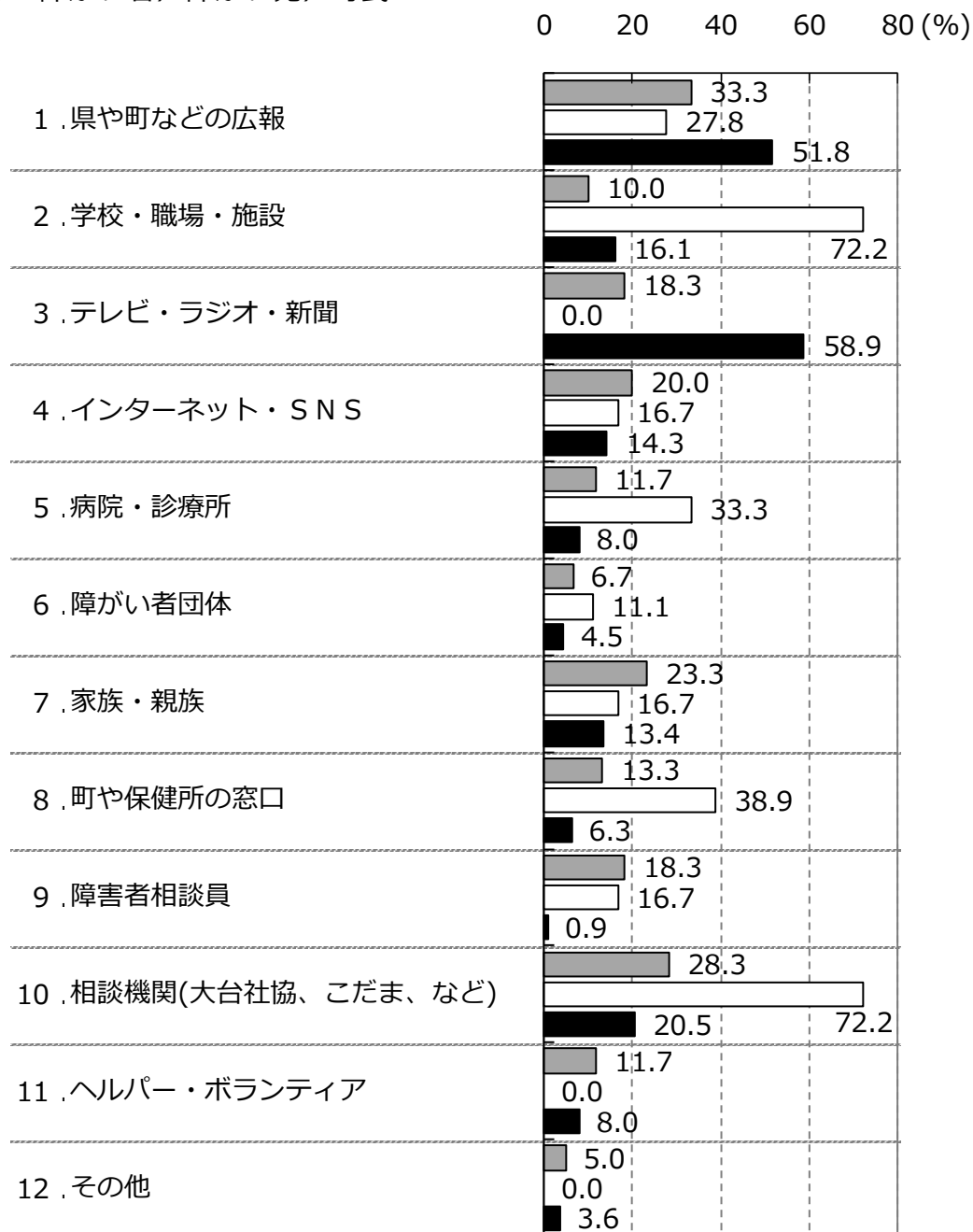


福祉の情報について

福祉関連情報の入手

福祉関連の情報を主にどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

○ 障がい者／障がい児／町民

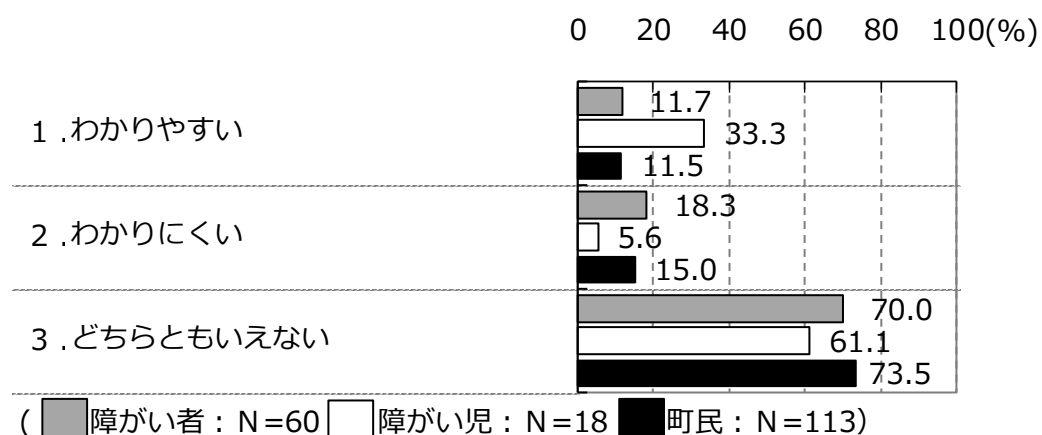


(■ 障がい者 : N=60 □ 障がい児 : N=18 ■ 町民 : N=112)

福祉関連情報の分かりやすさ

町や公的機関から入手した福祉関連の情報は、わかりやすいものになっていますか。(1つに○)

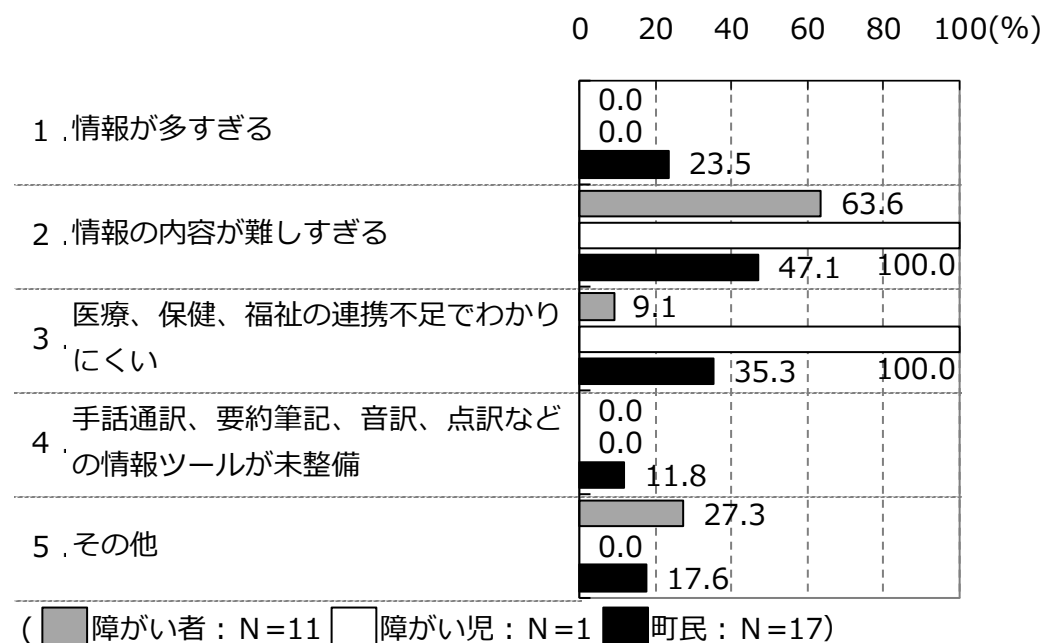
○ 障がい者／障がい児／町民



理解しにくい福祉関連情報

どのような点が理解しにくいですか。(あてはまるものすべてに○)

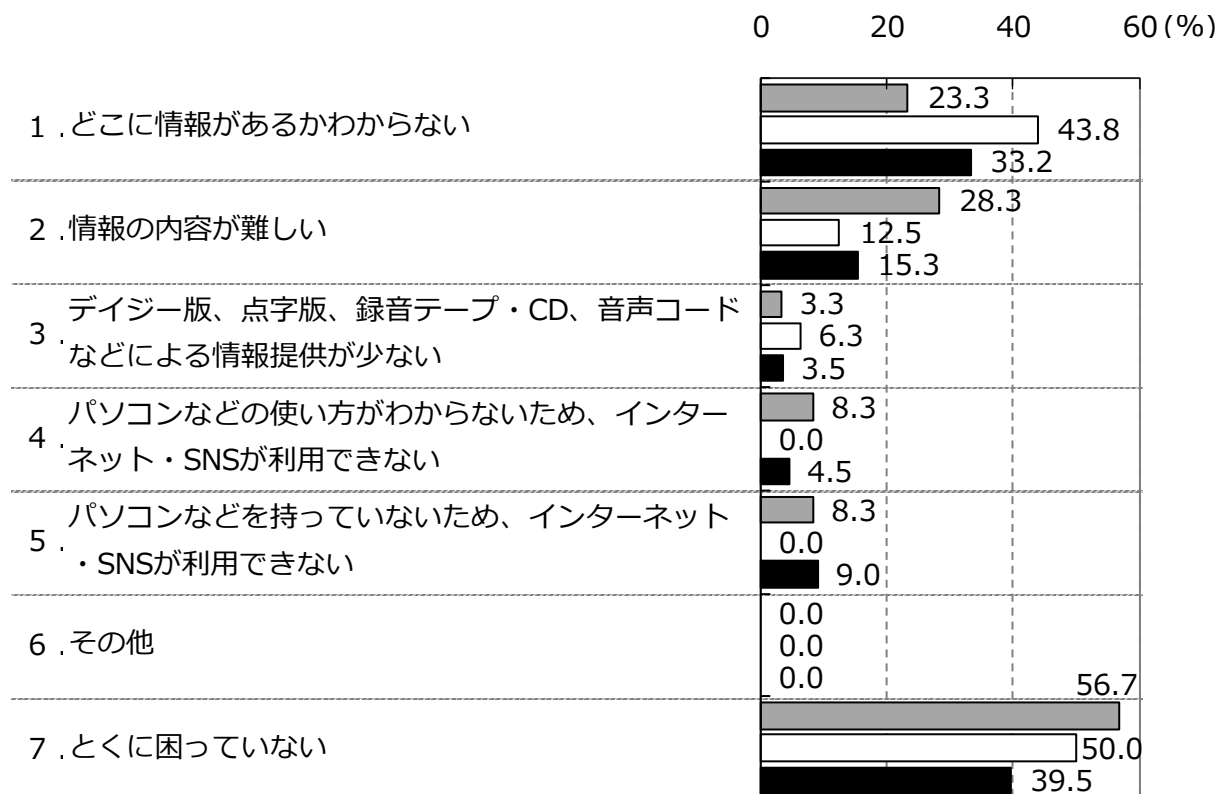
○ 障がい者／障がい児／町民



情報の入手で困っていること

福祉関連情報の入手について困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

○ 障がい者／障がい児／町民



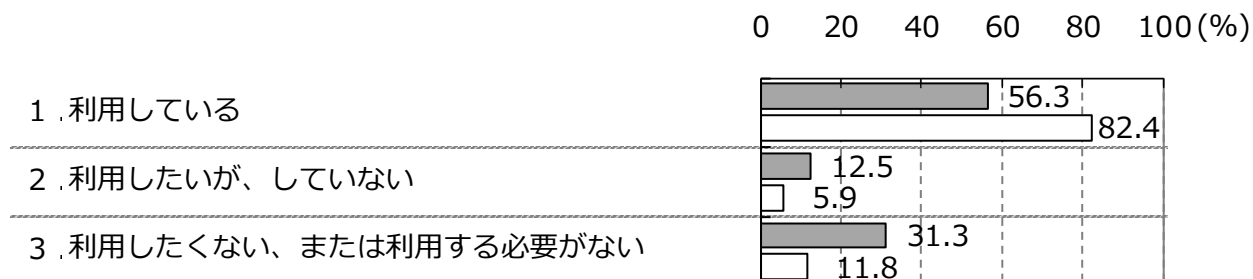
(■ 障がい者：N=60 □ 障がい児：N=16 ■ 町民：N=96)

障がい福祉サービス等について

障がい福祉サービスなど利用状況

あなたは、現在、障がい福祉サービスなどを利用していますか。

○ 障がい者／障がい児

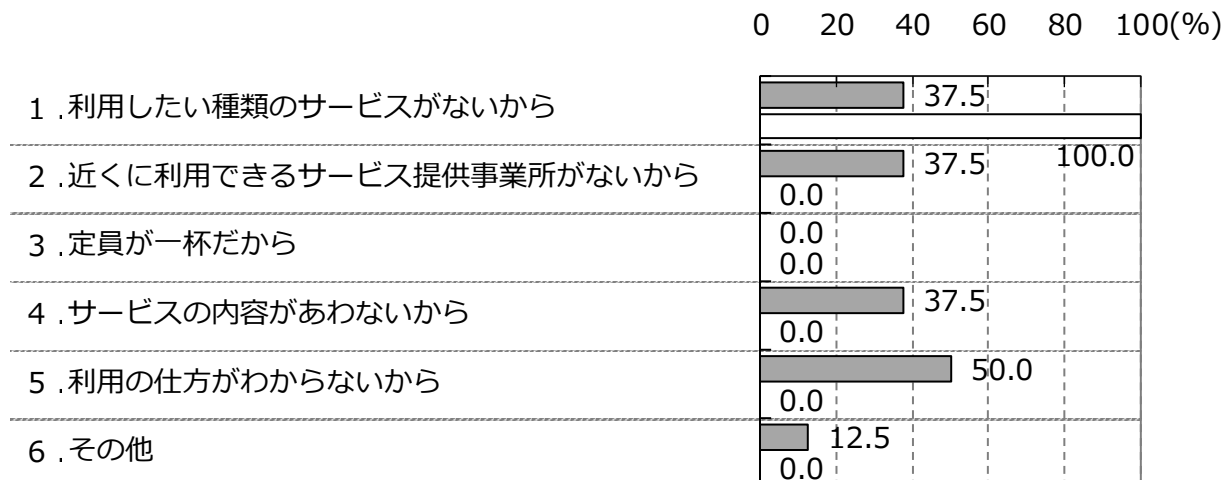


(■ 障がい者：N=64 □ 障がい児：N=17)

障がい福祉サービスを利用していない理由

なぜ、サービスを利用していないのですか。

○ 障がい者／障がい児



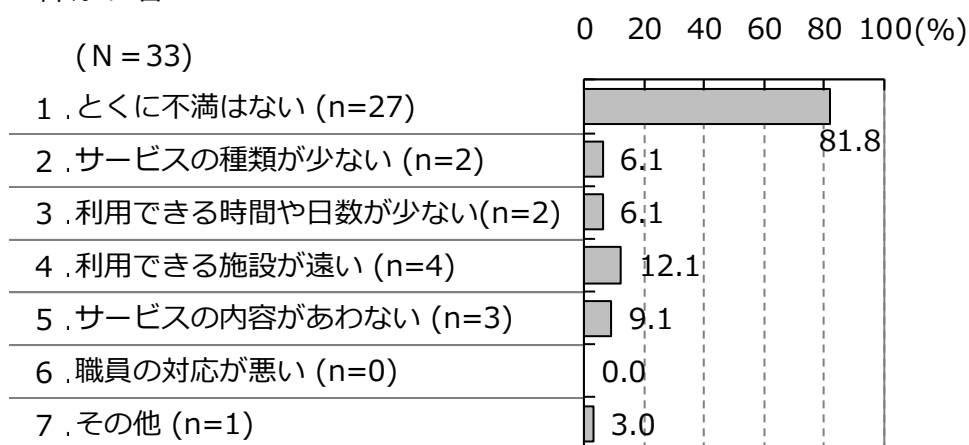
(■ 障がい者：N=8 □ 障がい児：N=1)

障がい福祉サービスを利用して不満に思うこと

サービス等を利用して、不満に思うことなどがありますか。

○ 障がい者

(N=33)

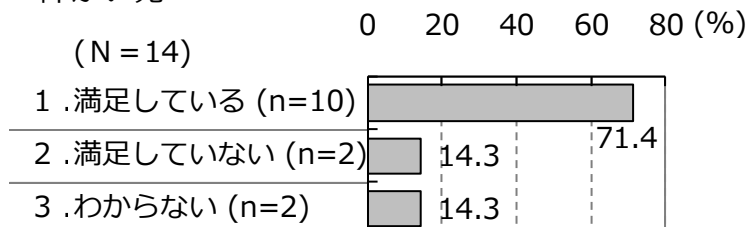


障がい福祉サービスを利用して満足しているか

利用している障がい福祉サービス等について、利用してみてあなたやお子さまは満足していますか。

○ 障がい児

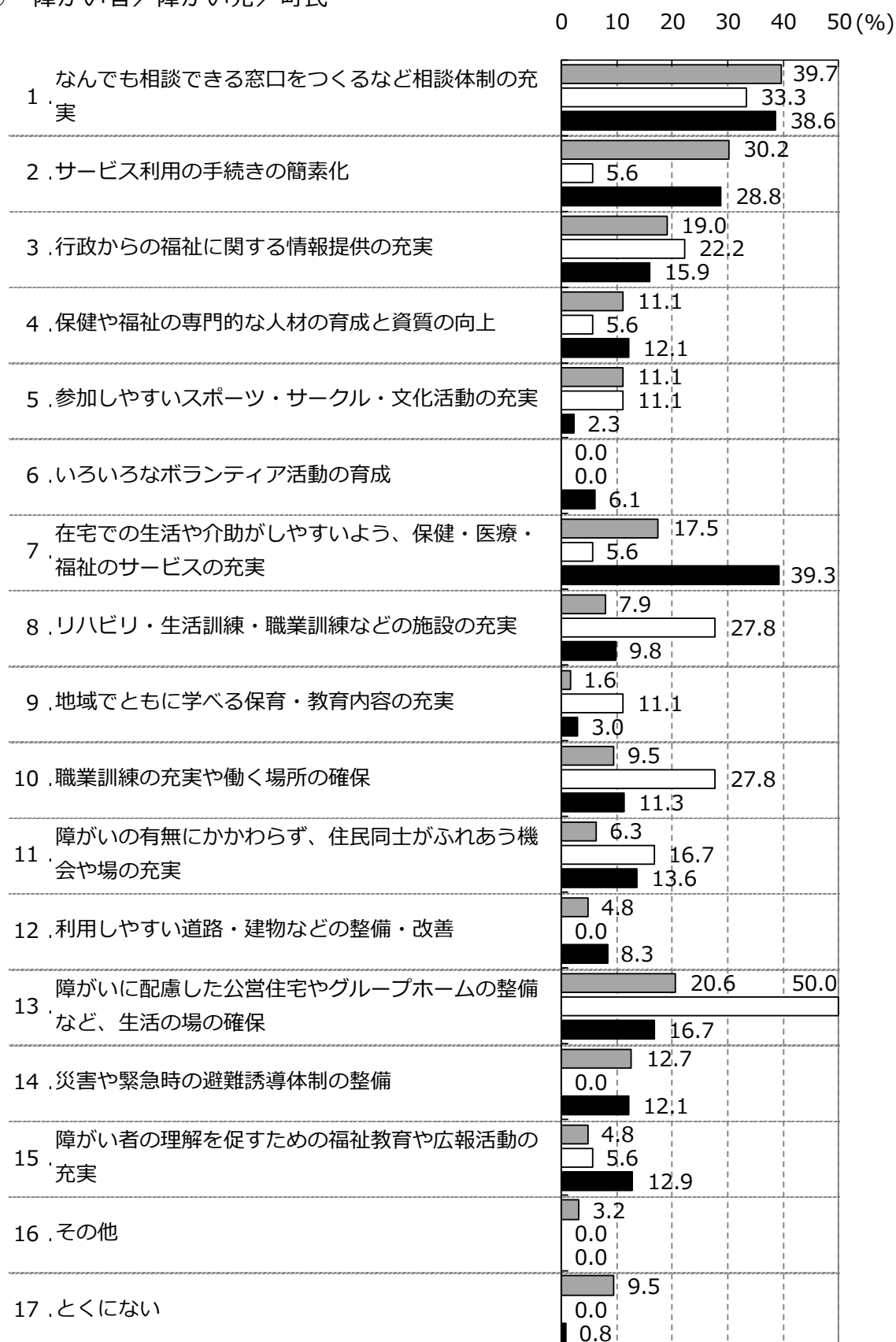
(N=14)



とくに力をいれるべき障がい福祉施策

今後の障がい福祉施策を進める上で、とくに力を入れるべきことは何だと思いますか。(〇は3つまで)

○ 障がい者／障がい児／町民



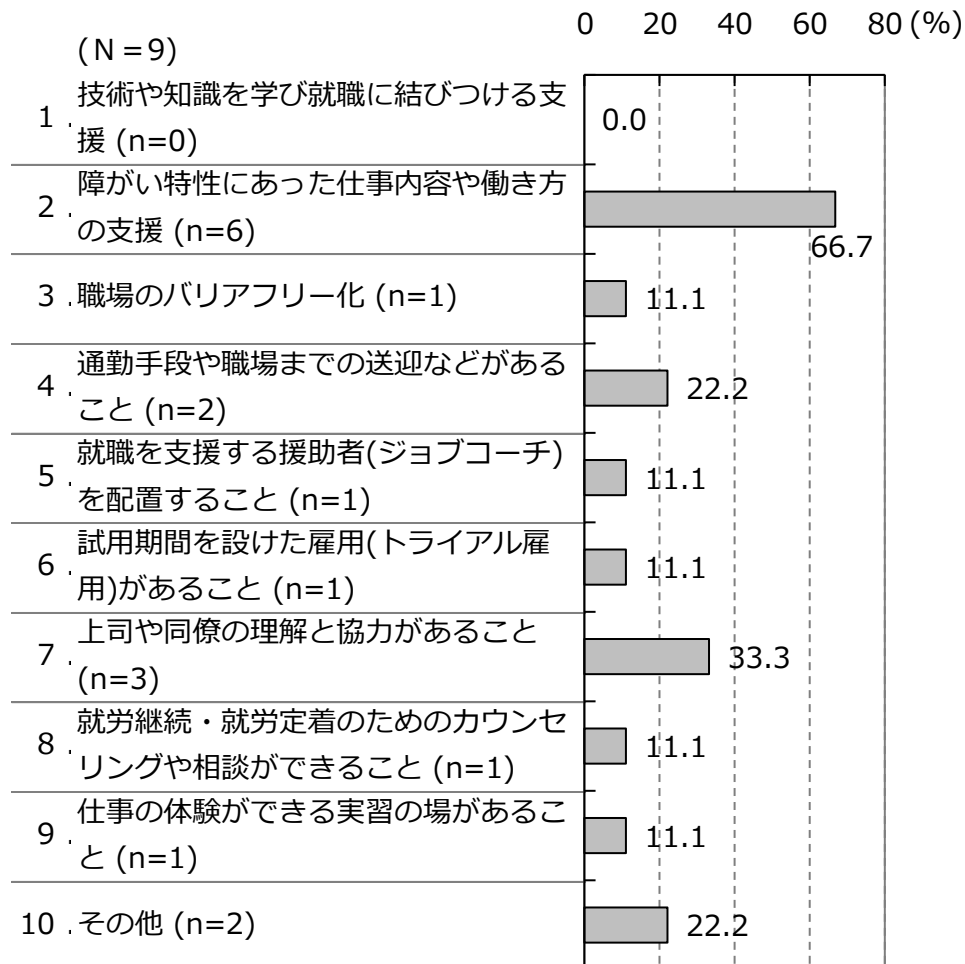
(■ 障がい者：N=63 □ 障がい児：N=18 ■ 町民：N=114)

就業支援について

働くために希望する支援

あなたが働くために、どのような支援を希望しますか。

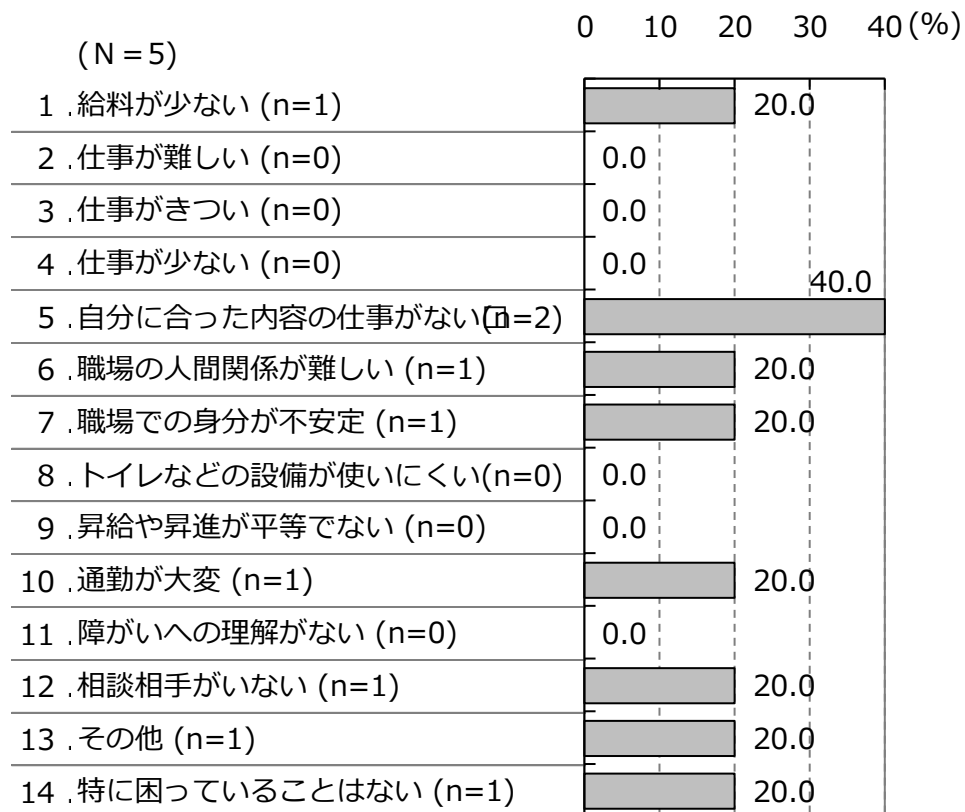
○ 障がい者



仕事をするうえで困っていること

仕事（福祉的就労を含む）をするうえで困っていることはありますか。

○ 障がい者



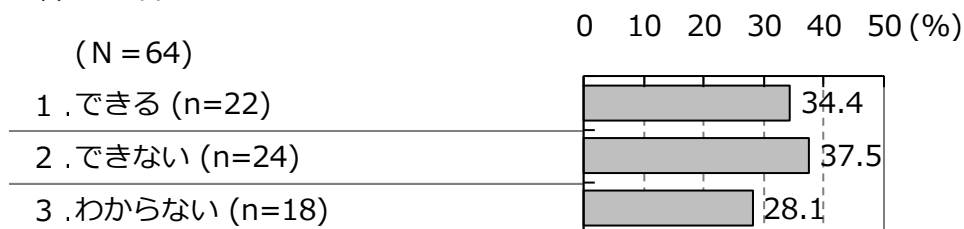
災害時の避難等について

災害時の一人での避難

あなたは、台風や地震などの災害時に一人で避難できますか。

○ 障がい者

(N = 64)

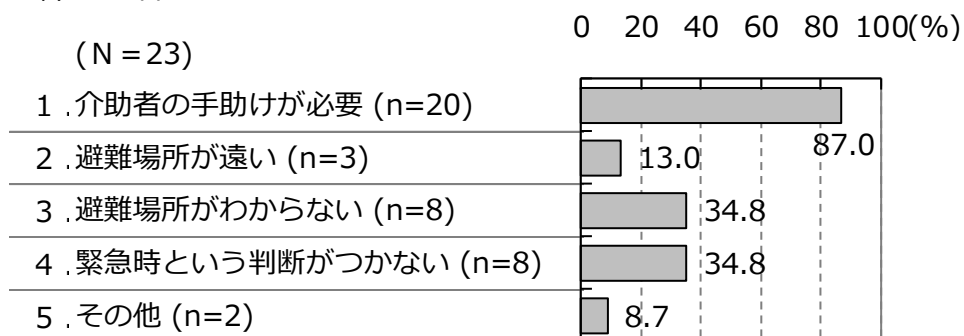


一人で避難できない理由

一人で避難できない理由は何ですか。

○ 障がい者

(N = 23)

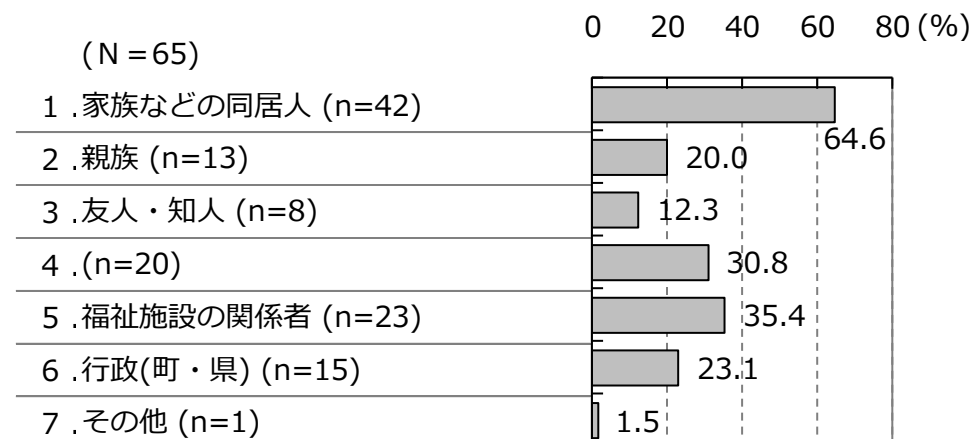


災害時に頼りにする人

台風や地震などの災害時には、誰を頼りにしたいと思っていますか。

○ 障がい者

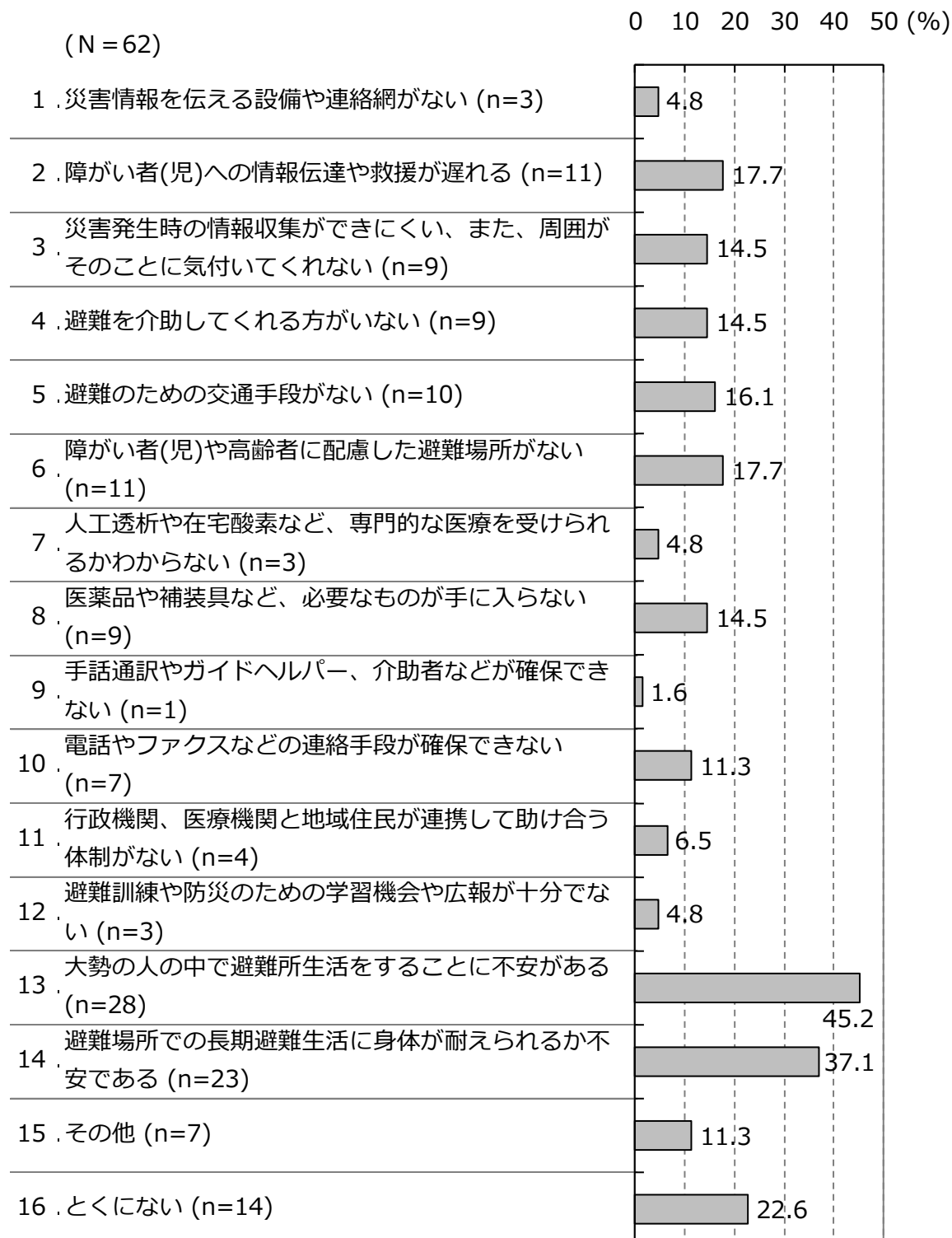
(N = 65)



災害時の不安

台風や地震などの災害が発生した時、何が不安ですか。

○ 障がい者

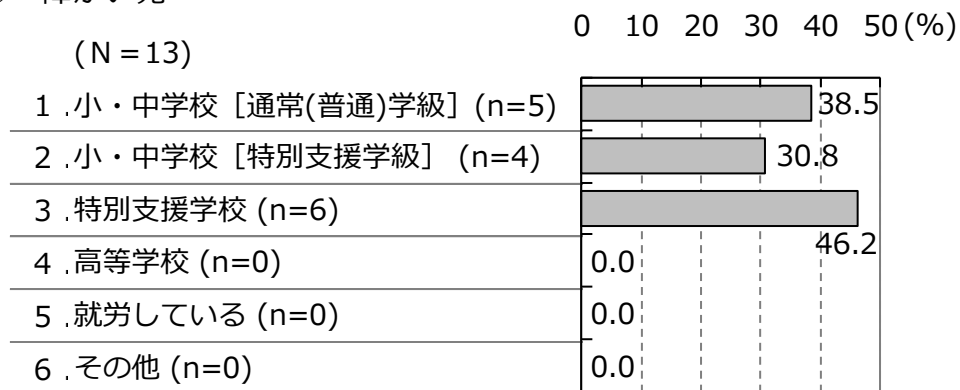


障がい児の教育等について

現在通っている学校

お子さまは、現在、どの学校・学級で学ばれていますか。

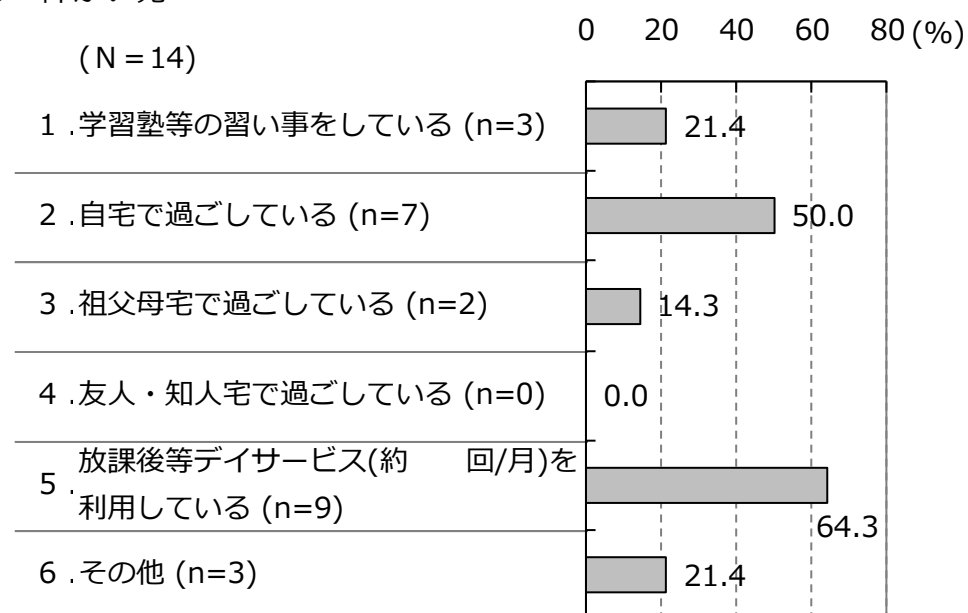
○ 障がい児



放課後の過ごし方

放課後、お子さまはどこで過ごされますか。

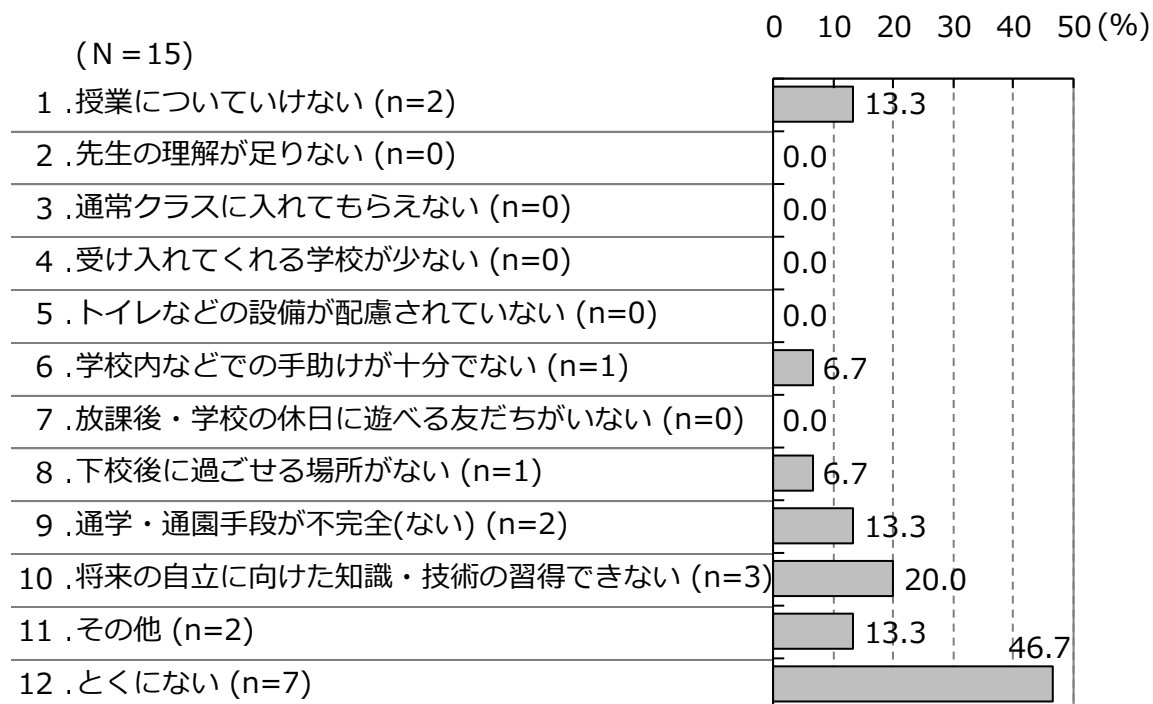
○ 障がい児



就学で困っていること

就学にあたり、現状で困っていることは何かありますか。

○ 障がい児



資料編 	2 福祉サービス事業所一覧表 (令和5年9月末現在)
--	---------------------------------------

※第6期障がい福祉計画期間中に利用実績がある事業所の一覧です。

○自立支援給付

サービス名	事業所名	住 所
居宅介護	大台町社会福祉協議会	大台町
	ねむの樹	大台町
	さとり	松阪市
	笑	多気町
療養介護	済生会明和病院なでしこ	明和町
生活介護	こまつ作業所	津 市
	サンフラワーガーデン	津 市
	三重県いなば園 もみのき寮	津 市
	りんてらす	松阪市
	ほっと空	松阪市
	ほっとランド	松阪市
	夢風船	松阪市
	凜生園	松阪市
	風の丘	多気町
	聖愛園	多気町
	宮の里ミタスメモリアルホーム	玉城町
	済美寮	伊勢市
	杜の作業所	伊勢市
	ルーベンハイム志摩	志摩市
短期入所	みくもホーム	松阪市
	風の丘	多気町
	宮の里ミタスメモリアルホーム	玉城町
施設入所支援	三重県いなば園 もみのき寮	津 市
	風の丘	多気町
	聖愛園	多気町
	凜生園	松阪市
	宮の里ミタスメモリアルホーム	玉城町
	済美寮	伊勢市
	ルーベンハイム志摩	志摩市

サービス名	事業所名	住 所
共同生活援助 (グループホーム)	SFG48 (エスエフジーフォーティーエイト)	津 市
	CONET	松阪市
	サンパレス	松阪市
	つばさ	松阪市
	はーとりあ飯高	松阪市
	ほっと家	松阪市
	ほほえみハウス	松阪市
	ルピナス品川	松阪市
	いせ	伊勢市
	たいき	紀北町
	ケアホームひだまり	大紀町
自立訓練 (機能訓練)	三重県身体障害者総合福祉センター	津 市
就労移行支援	ジョブステーションマツサカ	松阪市
就労継続支援 (A型)	CABANON	松阪市
	GIFT	松阪市
	丹生乃里工場	松阪市
就労継続支援 (B型)	ジグソー工房	大台町
	スマイルアティー	大台町
	ゆうだいの家	鈴鹿市
	飯高じゃんぷ	松阪市
	はじまり作業所	伊勢市
	くすのき	多気町
	Be Style	多気町
	フルライフ	多気町
	やまびこ作業所	大紀町
	たいき	紀北町

○相談支援給付

サービス名	事業所名	住 所
計画相談支援	大台相談支援センター	大台町
	りんく	鈴鹿市
	いなば	津 市
	サンフワードリーム	津 市
	こだま	松阪市
	りんくる	松阪市
	福らむ	松阪市
	明和ねむの木	明和町
	多気相談支援センター	多気町
	聖和福祉会相談センター	多気町
	プランツ	多気町
	宮の里ライフスーション	玉城町
	よろず	伊勢市
	ぷらん結	尾鷲市

○障がい児通所等給付

サービス名	事業所名	住所
障がい児相談支援	大台相談支援センター	大台町
児童発達支援	HARVEST BASE WORKS	松阪市
	HARVEST UNITE	松阪市
	多気郡地域児童発達支援センター	明和町
	ここふる	多気町
放課後等デイサービス	あにゅん	大台町
	カナエタ	大台町
	Seed	大台町
	ドリームズ・21 st 松阪駅部田校	松阪市
	HARVEST BASE WORKS	松阪市
	HARVEST UNITE	松阪市
	ここふる	多気町
	てんとうむし3号	多気町
	ねいろ	多気町
	こどもライフサポートいろ葉	玉城町
	子どもの発達支援事業所えがお	伊勢市
保育所等訪問支援	カナエタ	大台町
	ONE LINK	松阪市
	多気郡地域児童発達支援センター	明和町

○地域生活支援事業

サービス名	事業所名	住所
日中一時支援	たんぽぽ	大台町
	ほほえみ	松阪市
	サン・ウィングスみくも	松阪市
	ほっと空	松阪市
	ほっとランド	松阪市
	夢風船	松阪市
	りんてらす	松阪市
	ここふる	多気町
	めぐみ	大紀町
	やまびこ作業所	大紀町
	てんとうむし3号	多気町



カ行

カンファレンス

支援方法などを検討する場

合理的配慮

障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組のこと

サ行

就労移行支援事業所（利用期間は、2年間）

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う事業所

※対象者

- ① 企業等への就労を希望する方

就労継続支援事業所（A型・B型）

A型（利用期間は、制限なし）

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所

※対象者

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③ 企業等を離職したなど就労経験のある方で、現に雇用関係の状態にない方

B型（利用期間は、制限なし）

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所

※対象者

- ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった

方

- ② 50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級を受給している方
- ③ ①及び②に該当しない方で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面にかかる課題等の把握が行われている方

タ行

CLM（チェック・リスト・in 三重）

子ども心身発達医療センターが開発した、子どもの育ちを見きわめ、適切な支援を行い、保育所や幼稚園等において、みえ発達障がい支援システムアドバイザーや担任の先生が遊びなどの活動を通して、子どもの困り感等を把握し、園生活における支援ツール

デマンドタクシー

予約型の乗り合いタクシー

ナ行

ノーマライゼーション

障がい者が健常者と同様の生活、権利などが保障される環境整備

ハ行

バリアフリー化

障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた状態にすること

パーソナルファイル

発達や教育に支援の必要なお子さんが、安心して一貫した支援を受けられるよう、支援の情報をスムーズに引き継ぐためのファイル

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように配慮されたサービスや環境をデザインする考え方



大台町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 10 日告示第 47 号
(改正) 平成 21 年 3 月 31 日告示第 69 号の 2

(設置)

第 1 条 大台町障害者福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、大台町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策の在り方に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 当事者団体の代表
- (5) 行政関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から第 2 条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び小委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第69号の2）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

資料編 	5 大台町障害者福祉計画策定委員会委員名簿
--	------------------------------

	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	中 谷 隆 司	障害者福祉会会長
副委員長	松 本 委久代	民生児童委員会会長
	尾 花 隆 司	株式会社 Seed 代表
	齋 藤 眞 寛	多気郡地域児童発達支援センター
	前 納 欣 人	れんげの里施設長
	森 田 沙耶香	相談支援事業所こだま
	長 尾 知 美	くじらぐも
	神戸中 幸 子	手をつなぐ親の会会長
	和 氣 里 佳	手をつなぐ親の会
	辻 本 肇	社会福祉協議会事務局長
	森 井 明日香	大台相談支援センター
	中 井 千賀子	ジグソー工房所長
	山 下 晃	教育課長

【事務局：町民福祉課】

資料編 	6 大台町障害者福祉計画策定経過 (大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024)
--	---

日 付	内 容
令和 5 年 7 月 9 日	第 1 回大台町総合支援協議会及び障害者福祉計画策定委員会 ・大台町福祉サービス利用状況等 ・現計画の見直しポイント ・次期計画の構成及び基本的考え方の検討 ・アンケート（ニーズ）調査の内容
令和 5 年 7 月 1 0 日 ～令和 5 年 8 月 7 日	・アンケート（ニーズ）調査の実施 実施期間：令和 5 年 7 月 1 0 日から令和 5 年 8 月 7 日まで
令和 5 年 11 月 9 日	第 2 回大台町総合支援協議会及び障害者福祉計画策定委員会 ・アンケート（ニーズ）調査結果の報告 ・次期計画（案）について （計画の呼称：大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024）
令和 5 年 1 2 月 6 日 ～令和 6 年 1 月 5 日	・パブリックコメントの実施 実施期間：令和 5 年 12 月 6 日から令和 6 年 1 月 5 日まで 意見受付場所：大台町ホームページ、役場各窓口
令和 6 年 2 月 6 日	第 3 回大台町総合支援協議会及び障害者福祉計画策定委員会 ・大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024（最終案）の承認 について

大台町障がい福祉まちづくりプラン 2024

策定 令和6年3月

発行 大台町

編集 大台町役場 町民福祉課
〒519-2404

TEL 0598-82-3783

FAX 0598-82-2202